

## 第 111 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 11 年 5 月 25 日）

### 第 735 号議案 南予レクリエーション都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

- 1 都市計画道路中一等大路第三類第 2 号国道近家線を 3,3,28 号国道近家線に名称を改め、3,3,28 号国道近家線ほか 2 路線を次のように変更する。

【種別、名称（番号、路線名）、位置（起点、終点、主な経過地）、区域（延長）、構造（構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造）、備考】

幹線道路、3,3,28、国道近家線、津島町大字高田、津島町大字近家、約 2,420m、地表式、4 車線、28m

幹線道路、3,4,5、栄町港保田線、宇和島市栄町港 2 丁目、宇和島市保田、（宇和島市丸之内 3 丁目）、約 3,440m、地表式、2 車線、16m、幹線道路と平面交差 2 箇所

幹線道路、3,5,8、中沢町榊形町線、宇和島市中沢町 1 丁目、宇和島市榊形町 3 丁目、（宇和島市文京町）、約 1,370m、地表式、2 車線、12m、幹線道路と平面交差 2 箇所

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

- 2 都市計画道路に 1,4,3 号宇和島津島線ほか 1 路線を次のように追加する。

自動車専用道路、1,4,3、宇和島津島線、宇和島市保田、津島町大字高田、（宇和島市祝森）、約 7,830m、4 車線、 $(8.5 \times 2)$  m

構造形式の内訳、宇和島市保田、宇和島市保田、約 370m、嵩上式、19.5～20.5m

宇和島市保田、宇和島市保田、約 390m、嵩上式、20.5m

宇和島市祝森、宇和島市祝森、約 690m、地下式、 $(8.5 \times 2)$  m

宇和島市祝森、宇和島市祝森、約 700m、地下式、 $(8.5 \times 2)$  m

宇和島市祝森、宇和島市祝森、約 570m、嵩上式、 $(9.75 \times 2)$  ～20.5m

宇和島市祝森、津島町大字高田、（津島町大字岩淵）、約 2,030m、地下式、 $(8.5 \times 2)$  m、津島町大字高田で、3,5,30 高田近家線に接続、約

3,080m、地表式、 $(8.5 \times 2)$  m～20.5m、宇和島市保田で終点方向入口、起点方向出口、津島町大字高田で終点方向出口、起点方向入口

その他、なお、起点部及び終点部に出口 1 箇所、入口 1 箇所を設ける。

幹線街路、3,4,29、高田岩松線、津島町大字高田、津島町大字高田、（津島町大字岩松）、約 2,350m、地表式、2 車線、17.5m

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

#### 理由書

南予地域においては、近年の交通量の増加と広域交通需要に対応するため、規格の高い道路整備が要求されている。このような状況のもと、1,4,1 保田高串線（国道 56 号宇和島道路）と連携する自動車専用道路及びこれと一体的に機能する市・町の幹線道路網を検討し、本案のとおり追加・変更しようとするものである。また、南予レクリエーション都市計画道路 1,4,3 宇和島津島線が、周辺環境に与える影響については、以下の通りであり、都市計画を定める上で支障がないと判断する。

南予レクリエーション都市計画道路 1,4,3 宇和島津島線が環境に与える影響について

#### 1 調査の結果

##### (1) 大気汚染

調査区域の大気汚染の現況を把握するために、津島町岩松、宇和島市祝森において現地調査を実

施した。測定結果を以下に示す。なお、調査区域周辺には、大気汚染常時監視測定局はない。[単位;ppm]

【番号、測定場所、測定期間、期間平均値（二酸化窒素(NO<sub>2</sub>）、一酸化炭素(CO)）】

- 1、津島町岩松、 秋：H9.11.8~11.14、0.007、0.4  
冬：H10.2.20~2.26、0.007、0.3  
春：H10.5.22~5.28、0.004、0.3  
夏：H10.7.10~7.16、0.003、0.2  
四季平均値、0.005、0.3
- 2、宇和島市祝森、秋：H7.11.6~11.12、0.004、0.3  
冬：H8.2.4~2.10、0.004、0.2  
春：H8.5.11~5.17、0.005、0.3  
夏：H8.7.22~7.28、0.002、0.2  
四季平均値、0.004、0.3

(2) 水質汚濁

サービスエリア、パーキングエリア等の施設計画がない。また、水質汚濁に影響を与えるおそれのある工事は実施しないため、現状調査を行う環境要素として設定しない。

(3) 騒音

調査区域の騒音の現況を把握するために、津島町高田、宇和島市祝森Ⅰ、宇和島市祝森Ⅱ、宇和島市保田において現地調査を実施した。測定結果を以下に示す。

騒音測定結果（中央値 L<sub>50</sub>）

【No. 測定場所、用途地域、騒音レベル L<sub>50</sub>[dB(A)]（朝、昼、夕、夜間）】

- 1 津島町高田、 一、一、33,39,35,30
- 2 宇和島市祝森Ⅰ、一、一、51,54,49,41
- 3 宇和島市祝森Ⅱ、一、一、37,42,39,34
- 4 宇和島市保田、 一、一、43,46,41,35

注) 測定期間：平成8年2月27日~28日

(4) 振動

調査区域の振動の現況を把握するために、津島町高田、宇和島市祝森Ⅰ、宇和島市祝森Ⅱ、宇和島市保田において現地調査を実施した。測定結果を以下に示す。

【No. 測定場所、用途地域、測定値 L<sub>10</sub> (dB)（昼間、夜間）】

- 1 津島町高田、 一、一、<30、<30
- 2 宇和島市祝森Ⅰ、一、一、<30、<30
- 3 宇和島市祝森Ⅱ、一、一、<30、<30
- 4 宇和島市保田、 一、一、<30、<30

注) 表中の「<30」は測定限界値（30dB）未満であったことを示す。

測定期間：平成8年2月27日~28日

また、調査区域の地盤の状況を把握するために津島町高田、宇和島市祝森Ⅰ、宇和島市祝森Ⅱ、宇和島市保田において現地調査を実施した。測定結果を以下に示す。

【No. 測定場所、地盤卓越振動数[H<sub>z</sub>]】

- 1 津島町高田、17
- 2 宇和島市祝森Ⅰ、35

3 宇和島市祝森Ⅱ、31

4 宇和島市保田、29

注) 測定期間 1 : 平成 9 年 5 月 31 日

2、3、4 : 平成 9 年 5 月 30 日

上表に示した 4 箇所における地盤卓越振動数はすべて 15Hz を超えており、道路交通振動から見た場合、計画路線周辺は軟弱地盤ではないものと考えられる。

(5) 地盤沈下

軟弱地盤地帯において、地下水脈を遮断するおそれがある工事は実施しないため、現状調査を行う環境要素として設定しない。

(6) 地形・地質

自然環境保全法、自然公園法、都市緑地保全法等の自然環境の保全を目的とする法令により指定された地域及び既存資料の収集等により学術上等の観点から重要と認められる地域（「文化財保護法」による地形・地質にかかる名勝・天然記念物及び「第 1 回自然環境保全調査」によるすぐれたまたは特異な地形・地質）は通過しないため、現状調査を行う環境要素として設定しない。

(7) 植物

計画路線周辺における既存文献及び現地調査の結果、学術的価値の高い植物として以下に示すものが確認されている。なお、これらは全て現地調査による確認である。また、学術上価値の高い植物群落は確認されなかった。

【種名、選定基準】

アオガネシダ、 「第 1 回自然環境保全調査」による四国地方の貴重植物

エビネ、 「我が国における保護上重要な植物種の現状」による危急種、「植物版レッドリスト」による絶滅危惧Ⅱ類

サンヨウアオイ、「我が国における保護上重要な植物種の現状」による危急種

カワヂシャ、「植物版レッドリスト」による絶滅危惧Ⅱ類

(8) 動物

計画路線周辺における既存文献及び現地調査の結果、学術的価値の高い動物として以下に示すものが確認されている。なお、これらは全て現地調査による確認である

【分類、種名、選定基準】

鳥 類、ミサゴ、 「日本の絶滅のおそれのある野生動物」による危急種、「レッドリスト鳥類」による準絶滅危惧種、「第 2 回自然環境保全基礎調査」による希少種

オオタカ、 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」による国内希少野生動植物種、「日本の絶滅のおそれのある野生動物」による危急種、「レッドリスト鳥類」による絶滅危惧Ⅱ類、「第 2 回自然環境保全基礎調査」による希少種

ハイタカ、 「日本の絶滅のおそれのある野生動物」による危急種、「レッドリスト鳥類」による準絶滅危惧種

ハヤブサ、 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」による国内希少野生動植物種、「日本の絶滅のおそれのある野生動物」による危急種、「レッドリスト鳥類」による絶滅危惧Ⅱ類、「第 2

	回自然環境保全基礎調査」による希少種
フクロウ、	「第2回自然環境保全基礎調査」による希少種
カワセミ、	「第1回自然環境保全調査」による主要野生動物
両生類、カジカガエル、	「第1回自然環境保全調査」による主要野生動物
昆虫類、ハグロトンボ、	「第2回自然環境保全基礎調査」による特定昆虫類
オオツノトンボ、	「第2回自然環境保全基礎調査」による特定昆虫類
ゲンジボタル、	「第1回自然環境保全調査」による主要野生動物、「第2回自然環境保全基礎調査」による指標昆虫類
ヘイケボタル、	「第1回自然環境保全調査」による主要野生動物

(9) 景観

自然環境保全法、自然公園法、都市緑地保全法等の自然環境の保全を目的とする法令により指定された地域及び既存資料の収集等により学術上等の観点から重要と認められる地域（「文化財保護法」による名勝、「第3回自然環境保全基礎調査」による自然景観資源及び自然環境保全上特に必要な野外レクリエーション地）は通過しないため、現状調査を行う環境要素として設定しない。

2 影響の内容及び程度

予測の基本となる予測対象時期は平成32年とし、予測に用いる予測対象地域及び計画日交通量を以下に示す。[単位：台/日]

【No、区間、予測対象地域、道路の区分、車種（小型車類、大型車類）、合計】

- 1 津島 IC～宇和島南 IC、津島町高田、本線、19800、1700、21500
- 2 津島 IC～宇和島南 IC、宇和島市祝森Ⅰ、本線、19800、1700、21500
- 3 津島 IC～宇和島南 IC、宇和島市祝森Ⅱ、本線、19800、1700、21500
- 4 津島 IC～宇和島南 IC、宇和島市保田、本線、19800、1700、21500

(1) 大気汚染

4箇所の子測対象地域における大気汚染の子測結果を次表に示す。[単位；ppm]

【No、区間、予測対象地域、自動車交通による発生濃度（二酸化窒素、一酸化炭素）】

- 1 津島 IC～宇和島南 IC、津島町高田、0.0027、0.0374
- 2 津島 IC～宇和島南 IC、宇和島市祝森Ⅰ、0.0010、0.0057
- 3 津島 IC～宇和島南 IC、宇和島市祝森Ⅱ、0.0018、0.0128
- 4 津島 IC～宇和島南 IC、宇和島市保田、0.0013、0.080

注1) 表中の子測値は、道路端（官民境界）における地上1.5mでの値である。

注2) IC名は仮称である。

(2) 騒音

4箇所の子測対象地域における騒音の子測結果を次表に示す。[単位；dB(A)]

【No、区間、予測対象地域、道路構造、官民境界からの距離、時間区分、子測値】

- 1 津島 IC～宇和島南 IC、津島町高田、高架、15m、朝 55、昼間 55、夕 53、夜間 48
- 2 津島 IC～宇和島南 IC、宇和島市祝森Ⅰ、盛土、10m、朝 57、昼間 57、夕 55、夜間 49
- 3 津島 IC～宇和島南 IC、宇和島市祝森Ⅱ、高架、25m、朝 54、昼間 54、夕 51、夜間 47
- 4 津島 IC～宇和島南 IC、宇和島市保田、盛土、20m、朝 54、昼間 54、夕 52、夜間 47

注1) 表中の子測値は、すべて地上1.2mでの値である。

注2) IC名は仮称である。

注3) 官民境界からの距離とは予測値が最大になる距離である。

(3) 植物

植物の予測は、事業の実施による学術上重要な植物及びその生育環境の消滅の有無または改変の程度について定性的に行うものとする。

(4) 動物

動物の予測は、事業の実施による学術上重要な動物及びその生育環境の消滅の有無または改変の程度について定性的に行うものとする。

3 影響の評価

(1) 大気汚染

4 箇所の予測対象地域における大気汚染の評価結果を以下に示す。

(1) 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)、[単位 ; ppm]

【No、区間、予測対象地域、環境保全目標値、自動車交通による発生濃度、バックグラウンド濃度、合計値 (年平均値、年間 98%値)、評価】

- 1 津島 IC～宇和島南 IC、津島町高田、0.04～0.06 又はそれ以下、0.0027、0.005、0.0077、0.018、すべて環境保全目標値を満足している。
- 2 津島 IC～宇和島南 IC、宇和島市祝森 I、0.04～0.06 又はそれ以下、0.0010、0.004、0.0050、0.014、すべて環境保全目標値を満足している。
- 3 津島 IC～宇和島南 IC、宇和島市祝森 II、0.04～0.06 又はそれ以下、0.0018、0.004、すべて環境保全目標値を満足している。
- 4 津島 IC～宇和島南 IC、宇和島市保田、0.04～0.06 又はそれ以下、0.0013、0.004、0.0053、すべて環境保全目標値を満足している。

注 1) 表中の発生濃度は、道路端 (官民境界) における地上 1.5m での値である。

注 2) IC 名は仮称である。

(2) 一酸化炭素 (CO)、[単位 ; ppm]

【No、区間、予測対象地域、環境保全目標値、自動車交通による発生濃度、バックグラウンド濃度、合計値 (年平均値、年間 98%値)、評価】

- 1 津島 IC～宇和島南 IC、津島町高田、10 以下、0.0374、0.3、0.3374、1.05、すべて環境保全目標値を満足している。
- 2 津島 IC～宇和島南 IC、宇和島市祝森 I、10 以下、0.0057、0.3、0.3057、1.00、すべて環境保全目標値を満足している。
- 3 津島 IC～宇和島南 IC、宇和島市祝森 II、10 以下、0.0128、0.3、0.3128、1.01、すべて環境保全目標値を満足している。
- 4 津島 IC～宇和島南 IC、宇和島市保田、10 以下、0.0080、0.3、0.3080、1.00、すべて環境保全目標値を満足している

注1) 表中の予測値は、道路端 (官民境界) における地上 1.5m での値である。

注2) 注 2) IC 名は仮称である。

(2) 騒音

4 箇所の予測対象地域における騒音の評価結果を以下に示す。評価結果によれば、宇和島市祝森 I において環境保全目標を上回る。[単位 ; dB(A)]

【No、区間、予測対象地域、地域の類型、官民境界からの距離、時間区分、環境保全目標値、予測

値、評価】

- 1 津島 IC～宇和島南 IC、津島町高田、A、15m、朝 55、55、昼間、60、55、夕、55、53、夜間、50、48、すべての時間区分で環境保全目標値を満足する
- 2 津島 IC～宇和島南 IC、宇和島市祝森 I、A、10m、朝 55、57、昼間、60、57、夕 55、57、夜間、50、49、朝で環境保全目標を 2 dB(A) 上回る
- 3 津島 IC～宇和島南 IC、宇和島市祝森 II、A、25m、朝 55、54、昼間、60、54、夕 55、51、夜間、50、47、すべての時間区分で環境保全目標値を満足する
- 4 津島 IC～宇和島南 IC、宇和島市保田、A、20m、朝 55、54、昼間、60、54、夕、55、52、夜間、50、47、すべての時間区分で環境保全目標値を満足する

注 1) 表中の予測値は、すべて地上 1.2m での値である。

注 2) IC 名は仮称である。

注 3) 予測対象地域は、環境基準に係る地域の類型及び騒音規制法による区域の指定はなされていないが、住居の集合状況や土地利用動向等を勘案し、A 類型をあてはめるものとする。

(3) 植物

学術上重要な植物の評価結果

(4) 動物

学術上重要な植物の評価結果

4 対策の検討結果

1) 公害の防止に係る環境保全対策

(1) 騒音

4 箇所の予測対象地域における騒音の評価結果のうち、宇和島市祝森 I において環境保全目標を上回るため、遮音壁等の設置による環境保全対策が必要となる。

環境保全対策後の騒音予測値は以下の通りであり、環境保全目標を満足する。

【No、予測対象地域、官民境界からの距離、時間区分、環境保全目標値、予測値（対策前、対策後）、対策方法】

- 2 宇和島市祝森 I、10m、朝 55、57、53、昼間、60、57、54、夕 55、55、51、夜間 50、49、46、計画路線の法肩に路面から高さ 1m の遮音壁を設置する。

注 1) 表中の予測値は、地上 1.2m での値である。

なお、今後、新たに予測し得なかった著しい悪影響の発生が見られる場合、必要に応じて環境に及ぼす影響について調査を実施し、適切な措置を講ずる。

2) 自然環境の保全に係る環境保全対策

自然環境の保全に係る環境要素については、予測評価の結果、環境保全目標を満足しており、環境保全対策を必要としていない。なお、今後、新たな予測し得なかった著しい悪影響の発生が見られた場合は、環境に及ぼす影響について、必要な調査を実施し、適切な措置を講ずる。

3) その他必要な環境保全対策

1) 工事中の環境保全対策

工事の実施に際しては、関係法令等を遵守し環境に及ぼす影響をできるだけ少なくするよう努める。騒音、振動については騒音規制法及び振動規制法に基づく規制規準を遵守して工事を行う。また、施工場所によって土砂の掘削及び運搬等による塵埃が発生する恐れがあるところでは、工所用道路の位置選定、散水等により影響が少なくなるように努める。水質汚濁については、工事等による濁

水の防止のための必要がある場合は、沈砂池を設置するなど水質に有害な影響を与えないような措置を講ずる。地下水については、地下水位の状況等を十分に調査して適切な道路構造や工法の選定を行い、水枯れや地下水位の変動が生じないように努める。動植物については、本地域の動植物等自然環境の実態を踏まえ、その生育・生育環境の保全に努めると共に、新たに貴重な種や重要な種が確認された場合、現地調査を実施し、必要に応じて適切な措置を講ずる。また、野生動物については習性に配慮し、保護のために必要に応じて適切な措置を講ずる。

## 2) その他

当事業は、環境に及ぼす影響を予測評価し、適切な対策を講ずることとしているが、工事中及び供用後予測し得なかった悪影響の発生がみられる場合、必要に応じて環境に及ぼす影響について調査を実施し、他事業との調整を行う等、周辺環境との調和を図った適切な措置を講ずる。

### 第 736 号議案 南予レクリエーション都市計画道路の変更（宇和島市決定）

都市計画道路に 3,4,26 号中沢町寄松線ほか 1 路線を次のように追加する。

【種別、名称（番号、路線名）、位置（起点、終点、主な経過地）、区域（延長）、構造（構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造）、備考】

幹線街路、3,4,26、中沢町寄松線、宇和島市中沢町 1 丁目、宇和島市寄松、（宇和島市夏目町 1 丁目）、約 1,740m、地表式、2 車線、17m

幹線街路、3,4,27、別当中沢町線、宇和島市別当 5 丁目、宇和島市中沢町 2 丁目、（宇和島市長堀 3 丁目）、約 1,250m、地表式、2 車線、17m

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由書

国道 56 号への一軸集中の緩和と用途地域内の既成市街地である当地域内の環境整備を図るため、本案の通り 2 路線を追加しようとするものである。

### 第 737 号議案 南予レクリエーション都市計画道路の変更（津島町決定）

都市計画道路に 3,5,30 号高田近家線を次のように追加する。

【種別、名称（番号、路線名）、位置（起点、終点、主な経過地）、区域（延長）、構造（構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造）、備考】

幹線道路、3,5,30、高田近家線、津島町大字高田、津島町大字高田、約 490m、地表式、2 車線、15m

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由書

自動車専用道路と国道 56 号を結ぶ路線であり、自動車専用道路の利用交通を処理する重要な路線である。また、当区間の沿道には、「熱田やすらぎの里」（公園）が、また、国道 56 号との交差部においてはシンボルモニュメント及びエントランスゾーンが都市計画マスタープランで計画されており、将来は町の顔となる地域である。これらのことから、当区間を都市計画道路に位置付け、本案の通り追加しようとするものである。

### 第 738 号議案 大洲都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

1 都市計画道路中 3,4,4 号大洲駅前徳森線を 3,4,9 号若宮東大洲線に名称を改め、次のように変更する。

【種別、名称（番号、路線名）、位置（起点、終点、主な経過地）、区域（延長）、構造（構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造）、備考】

幹線街路、3,4,9、若宮東大洲線、大洲市若宮、大洲市東大洲、大洲市田口、約 770m、地表式、2 車線、16m

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2 都市計画道路に 3,5,4 号伊予大洲停車場線を次のように追加する。

【種別、名称（番号、路線名）、位置（起点、終点、主な経過地）、区域（延長）、構造（構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造）、備考】

幹線街路、3, 5,4、伊予大洲停車場線、大洲市中村、大洲市若宮、約 280m、地表式、2 車線、15m  
その他、なお、大洲市中村地内に大洲駅前広場を設ける。面積約 2,500m<sup>2</sup>

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由書

3,4,4 号大洲駅前徳森線は昭和 55 年に計画変更した街路であり、四国縦貫自動車道の延伸及び八幡浜・大洲地方拠点都市地域内の大洲拠点地区の整備に伴い、2 車線である国道 56 号を補完するアクセス道路として整備を行うことが緊急課題となっている。そこで、道路の性格及び管理区分等から、3,4,4 号大洲駅前徳森線の未整備の市道部分約 770m について、市街地と四国縦貫自動車道を結ぶアクセス道路及び大洲拠点地区住宅地区ゾーンの生活中心道路として位置付け、交通の円滑化を図るため交差点の一部を拡幅し、3,4,9 号若宮東大洲線に名称を改め、起点を変更し、既に整備が終わっている県道部分約 280m については JR 伊予大洲駅周辺の商業中心道路 3,5,4 号伊予大洲停車場線として、本書の通り追加するものである。

会議録（事務局説明、質疑のみ）

第 735 号議案、第 736 号議案、第 737 号議案

事務局：中沢町寄松線と別当中沢町線ですが、宇和島津島線の影響を考慮して、市の南部における道路網の検討の結果、今回、新たに都市計画に位置付けることとしました。栄町港保田線では仮称宇和島南インターチェンジとの接続部で区域が若干変更になる。また、この道路と中沢町榊形町線は、既に都市計画決定しているが、中沢町寄松線と別当中沢町線との接続部で右折車線等の設置により、区域が変更になる。次に、宇和島津島線と国道 56 号を接続する道路が 3,5,30 号高田近家線である。この道路と接続し、津島町の市街地を通過する道路が 3,4,29 号高田岩松線で、現在の国道 56 号を拡幅する計画である。この道路は、仮称津島インターチェンジと津島町の市街地を接続する。また、高田岩松線の右側の方と接続し、南楽園に至る道路が 3,3,28 号国道近家線であり、既に都市計画決定しているが、高田岩松線の新規決定に伴い、交差点部の区域を削除し、延長が変更になる。

第 738 号議案

事務局：3,4,9 号若宮東大洲線と 3,5,4 号伊予大洲停車場線は、もともと 1 路線で大洲駅前徳森線であったが、この路線と現在整備中の市道田口徳森線が接続することになったため、接続箇所の交差点部で変更が生じ、それによって道路の機能が変ることから 2 路線に分割しました。伊予大洲停車場線は既に県道として整備済みのため、区域の変更はない。若宮東大洲線は今年度から街路事業で整備するが、その終点部において現在整備中の市道田口徳森線と 3,5,7 若宮天満線に接続することから右折車線を設置する必要があるため、交差点部で両側を 50cm ずつ拡幅変更する。



## 第 112 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 11 年 10 月 14 日）

### 第 739 号議案 大洲都市計画用途地域の変更（大洲市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、建築面積の敷地面積の最低限度、建築物の高さの限度、備考】

第 1 種低層住居専用地域、 約 71ha、8/10 以下、5/10 以下、一、一、10m、17.9%

第 2 種中高層住居専用地域、約 20ha、20/10 以下、6/10 以下、一、一、一、5.0%

第 1 種住居地域、 約 133ha、20/10 以下、一、一、一、一、33.4%

準住居地域、 約 3ha、20/10 以下、一、一、一、一、0.8%

近隣商業地域、 約 25ha、20/10 以下、一、一、一、一、6.3%

商業地域、 約 36ha、40/10 以下、一、一、一、一、9.0%

準工業地域、 約 80ha、20/10 以下、一、一、一、一、20.1%

工業地域、 約 30ha、20/10 以下、一、一、一、一、7.5%

合計、 約 398ha、100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

当市では、将来整備される四国縦貫自動車道のインターに近接する地区において、飛躍的に向上する交通利便性を活かした、幹線道路沿道にふさわしい業務の利便を増進する地区として土地区画整理事業地区（現用途地域）内の宅地化を促進するために土地利用の変化に対応した用途地域の変更を行うものである。

### 第 740 号議案 宇和都市計画用途地域の変更（宇和町決定）

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、建築面積の敷地面積の最低限度、建築物の高さの限度、備考】

第 1 種低層住居専用地域、 約 17ha、8/10 以下、5/10 以下、一、一、10m

約 17ha、10/10 以下、5/10 以下、一、一、10m、15.3%

第 1 種中高層住居専用地域、約 50ha、20/10 以下、6/10 以下、一、一、一、30.7%

第 1 種住居地域、 約 24ha、20/10 以下、一、一、一、一、14.7%

近隣商業地域、 約 27ha、20/10 以下、一、一、一、一、16.6%

準工業地域、 約 37ha、20/10 以下、一、一、一、一、22.7%

合計、 約 163ha、100.0%

理由書

近年、本町は著しく都市化が進展しつつあり、四国縦貫自動車道等の整備に伴い、流通業務機能をはじめとする新たな都市機能の集積が見込まれている。特に、四国縦貫自動車道の IC 周辺において適切な土地利用を図ることが大きな課題となる。また、このような状況の中、本町は八幡浜・大洲圏域の中核都市に指定されるとともに、地方拠点都市地域における歴史文化拠点としての役割を担っている。このように、自動車社会への適応と歴史的街並みの保全という相反する課題への取り組みが求められており、都市全体の計画的な整備を推進するとともに現在の市街地の機能強化が必要となる。したがって、森林資源や溜め池、歴史的資源等の保全を図りつつ地方拠点都市地域の整備推進を図ると共に、用途地域の指定を行い適切な土地利用を誘導する必要がある。

## 第 741 号議案 松山広域都市計画道路の変更（知事決定）

1. 都市計画道路中 3,4,13 号東一万桑原線を 3,2,13 号東一万道後線に名称を改め、3,2,13 号東一万道後線ほか 1 路線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,2,13 東一万道後線、松山市東一万町、松山市道後町一丁目、（松山市道後町二丁目）、約 1,080m、地表式、4 車線、30m、車線数の内訳、2 車線、約 40m、4 車線、約 1,040m  
幹線街路、3,4,16 樽味溝辺線、松山市枝松一丁目、松山市溝辺町、（松山市東野一丁目）、約 2,000m、地表式、2 車線、16m、幹線街路と平面交差 1 箇所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

2. 都市計画道路に 3,4,55 号道後桑原線を次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,4,55 道後桑原線、松山市道後湯之町、松山市桑原三丁目、（松山市東野一丁目）、約 2,320m、地表式、2 車線、16m、幹線街路と平面交差 1 箇所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

### 理由書

3,4,13 東一万桑原線については、市中心部から道後地区を經由し、東部市街地を結ぶ幹線道路として、昭和 40 年に都市計画決定し、順次事業を進めているところであるが、市内と観光拠点である道後地区を結ぶ区間は発生交通量が多く重要な都市軸としての性格を持つことから、交通特性の異なる路線として位置づけることが望ましいため、本案の通り変更するものです。なお、区分された区間については、新規路線として本書のとおり計画決定するものです。また、昭和 40 年に都市計画決定された 3,4,16 樽味溝辺線については事業を進めているところであるが、平成 5 年の道路構造令の改正により、交差点部を本書のとおり変更するものです。

## 第 742 号議案 松山広域都市計画下水道の変更（重信町決定）

- 1 都市計画重信公共下水道を次のように追加する。

- 1 下水道の名称：重信公共下水道

- 2 排水区域

「排水区域は、総括図表示のとおり」

（備考）面積、約 246ha（うち処理区域、約 246ha）

- 3 下水管渠

【内訳、位置（起点、終点）、備考】

重信浄化センター吐口及び放流管渠、温泉郡重信町大字南野田、温泉郡重信町大字南野田、口径 350mm  
×2、延長、約 890m

「区域は、計画図表示のとおり」

- 4 その他の施設

【内訳、位置、備考】

重信浄化センター、温泉郡重信町大字南野田、面積、約 31,700m<sup>2</sup>

「区域は、計画図表示のとおり」

## 2 都市計画重信都市下水路を廃止する。

### 理由

近年、本町の都市化の進展にともない、用途地域及びその周辺の水路、一級河川重信川水系・内川では、生活排水による水質汚濁が著しく進行している。今回、都市の健全な発展を図り、本町的生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に資するため、用途地域約 243ha 及び重信浄化センター約 3ha の合わせて約 246ha を重信公共下水道として都市計画を決定しようとするものである。また、先行して整備が行われた重信都市下水路は、排水区域が重信公共下水道の区域に含まれ、整備済みの都市下水路が有効に活用できるため、重信公共下水道の雨水幹線として変更する。

## 第 743 号議案 保内都市計画下水道の変更（保内町決定）

都市計画保内町公共下水道を次のように追加する。

### 1 下水道の名称：保内町公共下水道

### 2 排水区域

「排水区域は、総括図表示のとおり」

（備考）面積、約 159ha（うち処理区域、約 159ha）

### 3 下水管渠

【内訳、位置（起点、終点）、備考】

放流管渠及び吐口、保内町宮川之石、保内町川之石、口径 400mm、延長、約 525m

「区域は、計画図表示のとおり」

### 4 その他の施設

【内訳、位置、備考】

大竹雨水ポンプ場、保内町宮内、雨水ポンプ施設、面積、約 2,000m<sup>2</sup>

保内浄化センター、保内町川之石、処理施設、面積、約 4,600m<sup>2</sup>

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

### 理由書

近年、本町の市街化の進展にともない、用途地域及びその周辺の水路、2 級河川喜木川・宮内川及び流出先である川之石港では、生活排水による水質汚濁が著しく進行している。平成 4 年度から浸水防除を目的とした大竹都市下水路を整備事業中の用途指定区域約 35ha とこれに接する用途指定区域約 124ha を合わせた約 159ha を保内町公共下水道として都市計画決定を行い、都市の健全な発展を図り、本町的生活環境の向上を目指すものである。

## 第 744 号議案 野村都市計画下水道の変更（野村町決定）

### 1 都市計画野村公共下水道を次のように追加する。

### 1 下水道の名称：野村公共下水道

### 2 排水区域

「排水区域は、総括図表示のとおり」

（備考）面積、約 118ha（うち処理区域、約 118ha）

### 3 下水管渠

【内訳、位置（起点、終点）、備考】

野村浄化センター吐口及び放流管渠、野村町大字野村、野村町大字野村、口径 400mm、延長、約 20m

「区域は、計画図表示のとおり」

#### 4 その他の施設

##### 【内訳、位置、備考】

野村浄化センター、野村町大字野村、面積、約 16,500m<sup>2</sup>

「区域は、計画図表示のとおり」

#### 2 都市計画野村都市下水路を廃止する。

##### 理由書

近年、本町においては生活排水による水質汚濁が著しく進行しており、今回公共下水道計画処理区域のうち用途地域及び野村浄化センターの区域を野村公共下水道として都市計画決定を行い、都市の健全な発展を図り、本町の生活環境の向上と水質保全に資するものである。また、雨水排除を目的に先行して整備が行われた野村都市下水路は公共下水道の区域に含まれることとなり、今後は公共下水道の雨水として機能していくことから廃止するものである。

### 第 745 号議案 南予レクリエーション都市計画下水道の変更（宇和島市決定）

南予レクリエーション都市計画宇和島公共下水道「2 排水区域」を次のように変更し、同公共下水道「3 下水管渠」中城北第 1 汚水幹線、城北第 2 汚水幹線、城北第 3 汚水幹線、城南第 1 汚水幹線、城南第 4 汚水幹線、神田川原第 1 汚水幹線、来第 1 汚水幹線、坂下津第 1 汚水幹線、城北雨水排水ポンプ場放流渠及び吐口、城南雨水排水ポンプ場放流渠及び吐口、新田第 2 雨水排水ポンプ場放流渠及び吐口並びに来雨水排水ポンプ場放流渠及び吐口を廃止する。

#### 1 下水道の名称：宇和島公共下水道

#### 2 排水区域

「排水区域は、総括図表示のとおり」

（備考）面積、約 886ha（うち処理区域、約 886ha）

#### 3 下水管渠

##### 汚水管渠

##### 【内訳、位置（起点、終点）、備考】

放流管及び吐口、宇和島市弁天町 2 丁目、宇和島市弁天町 2 丁目

「区域は、計画図表示のとおり」

#### 4 その他の施設

##### 【内訳、位置（起点、終点）、備考】

宇和島浄化センター、宇和島市弁天町 2 丁目、敷地面積、約 28,400m<sup>2</sup>、

城北雨水排水ポンプ場、宇和島市築地町 1 丁目、敷地面積、約 2,100m<sup>2</sup>

城南雨水排水ポンプ場、宇和島市明倫町、敷地面積、約 3,000m<sup>2</sup>

新田第 1 雨水排水ポンプ場、宇和島市新田町 2 丁目、敷地面積、約 100m<sup>2</sup>

新田第 2 雨水排水ポンプ場、宇和島市新田町 2 丁目、敷地面積、約 3,700m<sup>2</sup>

来雨水排水ポンプ場、宇和島市長堀 2 丁目、敷地面積、約 4,300m<sup>2</sup>

「区域は、計画図表示のとおり」

##### 理由書

宇和島公共下水道は、昭和 58 年に排水区域 366ha を当初決定し、昭和 60 年に排水区域約 501ha に第 1 回変更を行い、平成 3 年に約 513ha に第 2 回変更を行い、鋭意整備が進められているところである。今回、

区域の拡張を行い、あわせて都市計画に関する手続きの改定による管渠の変更を行い、都市の健全な発展と公衆衛生の向上並びに公共用水域の水質の保全を図るものである。

#### 第 746 号議案 深浦地方卸売市場の位置について（建築基準法第 51 条ただし書きによる許可）

次の卸売市場の敷地の位置については、都市計画上支障がないと認める。

##### 【名称、位置、面積、用途、備考】

深浦地方卸売市場、南宇和郡城辺町舗越、9,510.3m<sup>2</sup>、建築面積、5,681.70m<sup>2</sup>、事務所 900.00m<sup>2</sup>、荷捌所、3,433.00m<sup>2</sup>、製氷・冷蔵庫 349.70m<sup>2</sup>、倉庫 699.00m<sup>2</sup>、漁港厚生施設 300.00m<sup>2</sup>、申請人、深浦漁業協同組合、代表理事組合長

「区域は計画図表示のとおり」

##### 理由書

本漁協は、県内随一のかつお一本釣りの基地として古くから栄え、近年では沖合ならびに沿岸漁業の基地として発展し、海面養殖業の発展と漁船類の増加、漁船の大型化により、漁港施設が不足し、盛漁期には多くの漁船が接岸できない状態であり、長時間沖に待機し水揚げが遅れたり、他の市場に移る状況である。また、現況の市場の荷捌所は狭隘であるため、水揚げ時には混雑し作業効率が低下している現状であるため、埋立地へ移転するものである。

#### 会議録（事務局説明、質疑のみ）

##### 第 741 号議案

事務局：東一万道後線と道後桑原線はもともと 1 路線で、東一万桑原線であったが、東一万から道後間は中心部から道後温泉を結ぶ幹線道路で近年交通量が非常に増大している。一方、道後から桑原間は住宅地を通過しており、交通量もそれほど多くはない。このように道路の性格が違っているため、今回 2 路線に分割した。東一万道後線については、当初幅員 20m、2 車線であったが、今回幅員 30m、4 車線に変更する。なお、曲線部では路面電車に拡幅 50cm が必要なため、全幅員は 30.5m になっている。また終点部では、道後温泉方面と桑原方面に交通が分散するため 2 車線としている。道後桑原線については、樽見溝辺線との交差点部に右折車線を設けるため、また、樽見溝辺線についても起点の松山環状線との交差点部と県道松山東部環状線との交差点部 2 箇所において右折車線を設けるため区域を変更している。

##### 第 744 号議案

委員：高度処理施設用地とは、指導通達によるものか、それとも県独自の指導か。

事務局：国の設計概要等により決めている。

委員：何年後に設置されるのか。

事務局：早く水洗化を進めることが急務であり、できるだけ早く整備する必要がある。高度処理には 2 つの目的があり、公共用水域に流す時、一般の基準 BOD20ppm よりも高度、例えば 5 ppm 程度に処理して流すことと、工業用水あるいは中水道等再利用を目的とする場合とがある。野村町の場合、再利用の実施あるいは下流の水質基準等まだはっきりとは決まってないが、2 次処理の水洗

化が半分くらいできた以降に検討することになる。松山の場合には下水処理水の再利用が最大の関心事であり、現実には試験を行っているが、野村の場合には当面用地を確保する段階である。

議長：今治広域都市計画区域と松山広域都市計画区域とで「線引見直し」を検討しており、事務局より変更の概要をあらかじめ説明しておきたいとのことである。

事務局：今治広域都市計画区域については、富田新港湾、今治新都市など、松山広域都市計画区域については、松山北部土地地区画整理予定区域、飛行場周辺の余戸地区、松山市下水処理場、伊予市の埋立地、北条市ではバイパスに囲まれた地区の住宅地造成などを編入する予定です。なお、東予広域については、市町村原案を県と協議、策定中である。今治広域については、11年2月19日に公聴会を実施、建設省都市局長との事前協議を4月7日に開始、5月に回答をいただき、案の縦覧を5月28日から6月11日までに終了した。現在は、環境庁と環境影響評価について審議してもらっている。それが終了すると、都市計画地方審議会にかかる。松山広域については、11年8月27日に公聴会を実施、建設省都市局長との事前協議を10月13日に開始したところです。その回答をいただくと、案の縦覧を経て都市計画地方審議会にかかることになる。なお、建設省が、都市計画法改正にあたって意見を募集している。各委員から建設省に出してもいいが、県に出していただいた場合には、県で扱いたい。

## 第 113 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 12 年 2 月 14 日）

### 第 747 号議案 松山広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更（愛媛県知事決定）

都市計画市街化区域及び市街化調整区域を次のように変更する。

#### I 市街化区域及び市街化調整区域の区分（計画図表示のとおり）

松山広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更（市町村内訳）

市町村名、都市計画区域面積（ha）（現行、変更後）、変更面積（ha）（拡大、廃止、計）

松山市、	19,037,	6,470,	6,556.7,	86.9,	0.2,	86.7
伊予市、	3,033,	357,	380.6,	23.6,		23.6
北条市、	2,370,	390,	400.4,	10.4,		10.4
重信町、	1,630,	243,	243.9	0.9,		0.9
川内町、	750,	105,	108.3,	3.3,		3.3
松前町、	2,032,	365,	366.7	1.7,		1.7
砥部町、	630,	160,	160.5	0.5,		0.5
計	29,482,	8,090,	8,217.1	127.3,	0.2,	127.1

現行市街化区域面積 8,090 ha を 127.1 ha 拡大し、変更後の市街化区域面積は約 8,217ha となる。

#### II 市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発、保全の方針

##### 1 都市計画の目標

##### （1）都市づくりの基本理念

松山広域都市計画区域は、県都として、教育、文化、商工業等の都市機能を備えた中核都市である松山市を中心に発展して来た。今後、四国縦貫自動車道、西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）、松山空港及び松山港等交通ネットワークの整備に伴い県内都市はもとより全国各都市との関係も一層緊密化すると予想される。このため、都市の健全な発展と秩序ある整備を進め、農林漁業との調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び都市機能を充実し、魅力ある生活、文化都市圏を目指す。

##### （2）都市計画区域の範囲及び規模

本都市計画区域の範囲及び規模は次のとおりである。

##### 【区分、市町名、範囲、規模】

松山広域都市計画区域、松山市、行政区域の一部、	19,037ha
伊予市、行政区域の一部、	3,033ha
北条市、行政区域の一部、	2,370ha
重信町、行政区域の一部、	1,630ha
川内町、行政区域の一部、	750ha
松前町、行政区域の全域、	2,032ha
砥部町、行政区域の一部、	630ha
合計	3 市 4 町、 29,482ha

##### （3）都市計画の目標

##### ①人口

本区域の将来における人口を次のとおり想定する。

年次、	平成 2 年、	平成 7 年、	平成 17 年
都市計画区域内人口	554 千人、	576 千人、	598 千人

市街地内人口	457 千人、	476 千人、	490 千人
保留された人口	—	—	49 千人

## ②産業

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区分、	平成 2 年、	平成 7 年、	平成 17 年
生産規模、工業出荷額	8,934 億円、	10,686 億円、	13,453 億円、
卸小売業販売額	21,308 億円、	22,202 億円、	32,973 億円
就業構造、第 1 次産業	20 千人 (7%)、	18 千人 (6%)、	10 千人 (3%)
第 2 次産業	69 千人 (26%)、	74 千人 (26%)	77 千人 (25%)
第 3 次産業	180 千人 (67%)	198 千人 (68%)	227 千人 (72%)
計、	269 千人	290 千人	314 千人

## ③市街地の規模

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、市街地の規模を次のとおり定める。

市町名、	市街地の面積	
	平成 7 年、	平成 17 年
松山市、	6,470.ha,	6,556ha
伊予市、	357ha,	381ha
北条市、	390ha,	400ha
重信町、	243ha,	244ha
川内町、	105ha,	108ha
松前町、	325ha,	367ha
砥部町、	160ha,	161ha
計	8,090ha,	8,217ha

## 2 土地利用の方針

### (1) 主要用途の配置の方針

#### ① 業務地（官公庁施設）

本区域の業務地は、県庁、市役所、裁判所等国や県の機関等が立地する一番町及び二番町の周辺地区に県都としての中枢管理機能が集積しており、今後も引き続き業務機能の充実を図る。

#### ② 商業地

##### (ア) 中心商業地

都市圏のみならず県内からの利便性の高い JR 松山駅及び郊外電車やバスの発着拠点である松山市駅と道後を結ぶ中心市街地は、最高次の商業核として、専門店や大規模小売店舗が立地し、また観光文化都市としての役割をになう文化会館やホテルなどが立地しており、今後も高次商業機能を充実させるための土地の高度利用を図る。

##### (イ) 一般商業地

中心商業地の周辺及び松山市の三津地区、伊予市、北条市の既成商店街は、近傍地域の地区商業地として整備を促進し、その他市街化区域内の既成近隣商業地の充実を図るとともに、幹線道路沿いの必要な地区については、沿道型の店舗、事務所等を配置して近隣商業地の形成を図る。

#### ③ 工業地



(ア) 既存工業地

松山市臨海部は製造工場が集積しており、今後も公害防止及び環境保全に留意しつつ、既存工業地として維持する。松山市垣生地区や松前町北河原地区の工業用地については、空輸や海運等の輸送条件に恵まれていることから松山港新外貿ふ頭の整備に合わせ、機械器具や食料品等の製造業並びに運輸関連業等貿易型企業の立地の促進を図る。その他、川内町、砥部町の内陸部の工業用地についても環境に配慮した工場の立地の促進を図る。

(イ) 新規に開発すべき工業地

松山市及び伊予市臨海部に既存の工業地に隣接して、面積約 35ha を新たに工業用地として配置する。

④ 流通業務地

本区域の流通業務地は、松山市久万の台に中央市場、それに隣接して問屋町に卸商団地が立地しており、今後も既存の流通業務地として維持する。また、四国縦貫自動車道や西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）等高速交通体系の整備に合わせ、流通業務施設の集団化による集積効果の向上を図るため、流通業務団地の整備を図る。

⑤ 住宅地

(ア) 既成市街地の住宅地

既成市街地内の住宅地については、環境の維持改善に努めつつ、土地利用の高度化を推進し、比較的高密度の住宅地として整備するほか、周辺部は低層住宅地として良好な環境の保全に努める。

(イ) 新規に開発すべき住宅地

将来の住宅地需要に対応するため、松山市、伊予市及び北条市に公的機関により住宅団地を開発し、また松山市の北部、余戸、南梅本及び平井地区並びに北条市の下難波地区に新規に住宅地を整備し計画的な市街地の形成を図る。

(2) 市街地の密度構成に関する方針

① 地域別人口配分

市街地内の既成市街地、市街化進行地域及び新市街地における人口を次のとおり想定する。

地域区分、	平成 7 年、	平成 17 年
既成市街地、	428 千人、	429 千人
市街化進行地域		
新市街地	48 千人、	56.1 千人
人口フレームを保留する区域	—	4.9 千人
計	476 千人、	490 千人

② 密度構成に関する方針

業務地区及び中心商業地については、建物の高層化及び不燃化を促進し、土地利用の高度化を図る。住宅地については、商業地に隣接する比較的中心地に近い所は、良好な居住環境の改善に努めつつ、中高層の集合住宅地の立地を推進し、市街化進行地域及び新市街地においては、一戸建て住宅が中心とした低密度利用を図り、良好な住宅地の形成に努める。

(3) 住区構成とその整備の方針

住居の環境を良好に維持するため、適正な密度構成に従った住宅地の配分を行い、おおむね小学校区を基準として鉄道、河川、幹線道路等物理的な分断要素を勘案し住区を設定する。既成市街地内住区については、良好な住環境の維持向上に努め、既存の都市機能の更新を図り、道路、公園、河

川及び集会施設等、必要な公共公益施設の整備に努める。また新市街地の住区については、住民のコミュニティの形成を考慮し、道路、公園等を適正に配置するなど、良好な居住環境を形成するために都市施設の整備促進を図る。

#### (4) 市街化調整区域の土地利用の方針

##### ①優良な農地として保全すべき土地

本区域の平地部は良好な水田地帯を形成し、周辺の山麓部は樹園地として、ともに各種の農業投資が行われており、また現在計画中や実施中の区域も多い。それらの地区は松山市の高井町、東方町、津吉町、伊予市の伊予東、伊予西地区、北条市の東部地区、重信町の南部地区、川内町の川上地区及び松前町の東部地区等重信川沿いの地区であり、今後とも農業的な土地利用が見込まれるため、優良な農地として保全する。

##### ②災害防止上保全すべき区域

本区域の外周部の林地は、土砂流出防備保安林や水源涵養保安林として指定されていることからこれらの区域の保全を図る。また高浜、堀江地区等急傾斜地や溢水、湛水等による災害の発生のおそれがある区域は将来とも保全する。

##### ③自然環境形成上保全すべき区域

本区域の自然環境の骨格をなしている松山市の太山寺、経ヶ森一帯、市街地内の丘陵地、市街地周辺、伊予市南部にまたがる自然公園、北条市北部の山麓一帯及び砥部町の山麓地帯等については自然環境の保全を図るとともに、とくに必要な地区については緑地、風致地区等の指定を行いその保全を図る。

##### ④計画的な市街地整備の見通しがある区域

市街化区域に隣接した幹線道路沿線等の区域において、土地区画整理事業等計画的な市街地整備の見通しが明らかになった時点で、農林漁業関係施策と必要な調整を図りつつ、保留フレームの範囲内で市街化区域への編入について検討を行う。

### 3 市街地の開発及び再開発の方針

#### (1) 基本方針

既成市街地については、地区の環境整備を図ると共に土地の高度利用を図り、都市機能の増進を図るものとする。市街化進行地域及び新市街地においては計画的な整備開発を一層推進して良好な住宅地の供給に資するよう努めるものとする。特に市街化区域内の残存農地等の未利用地については、土地区画整理事業の積極的な導入を図るとともに、無秩序な市街化を防止するため、地区計画を策定して宅地化を促進し、良好な市街地の形成を図る。

#### (2) 市街化進行地域及び新市街地の整備方針

##### ① 市街化進行地域

既成市街地周辺において既に市街化が進行しつつある地区については、公共施設の整備改善により良好な居住環境を確保する。また特に無秩序な開発が予想される地区については、積極的に土地区画整理事業や地区計画を推進し、計画的な整備を図る。

##### ② 新市街地

新市街地については、土地区画整理事業及び地区計画を推進するとともに、公的機関や民間による開発行為を計画的に誘導し、都市施設の整備を図り健全な市街地の形成に努める。

#### (3) 既成市街地の再開発の方針

##### ① 高度利用に関する方針

業務地、中心商業地及び中心市街地周辺の建物過密地については、地区の環境に応じて市街地再開発事業を推進し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、建築物の高層化、不燃化を図り、市街地環境の整備に努める。重点的に市街地の再開発を促進する地区は、商店街の近代化と中心商業地としての都市機能の整備を図る必要のある大街道、湊町周辺地区、商業の活性化と公共施設の整備強化を図る必要のある市駅周辺地区及び土地の高度利用と建築物の不燃化を図るため、温泉街の特性を生かした再開発事業を推進する必要のある道後地区等である。

#### ② 用途転換及び用途純化に関する方針

土地利用の動向、都市施設の整備状況等を的確に把握し、合理的な土地利用を実現するため、幹線道路の沿線や市街化進行地域において、著しい土地利用の変化が認められる地域や用途と土地利用現況に著しい隔たりがみられ、将来もその傾向が続くものと考えられる地域等については用途転換を検討するものとする。また既成市街地内の住宅地等に混在し、住環境を阻害している工場等不適格建築物については、順次移転を誘導し、用途の純化に努める。

#### ③ 劣悪な居住環境の改善に関する方針

住宅区における狭小な道路や小規模開発、また老朽化が進み住環境の改善が必要な地区については、密集市街地整備促進事業等により住宅事情の改善と環境整備に努める。

#### ④ 既存の工業地における公害防止に関する方針

松山市から松前町に至る臨海部の重化学工業地帯については、公害防止のため、大気汚染、水質汚濁、騒音及び悪臭などについてチェック機能を強化し、今後も環境及び景観面への配慮を図る。また、工業系以外の用途に立地する中小の工場については、これらの工場の適地移転を促進し、公害防止に努める。

### (4) 市街地整備の方針

既成市街地においては、一層の都市施設の整備充実を図る。また、市街化区域内で都市的未利用地が多く存する地域及び新市街地においては、積極的に土地地区画整理事業や地区計画を導入して、公共施設の整備、良好な宅地の供給に努める。

### (5) 重点的に整備すべき面的開発事業

おおむね5年以内に実施することを予定する主要な事業は、次の通りとする。

市町名、区域名

松山市、 松山北部土地地区画整理事業

松山市、 清住土地地区画整理事業

松山市、 北斉院土地地区画整理事業

松山市、 南斉院土地地区画整理事業

重信町、 野田土地地区画整理事業

松山市、 余戸地区計画

松山市、 平井地区計画

松山市、 南梅本地区計画

北条市、 下難波地区計画

## 3 交通体系整備の方針

### (1) 基本方針

都市の交通施設整備は、都市内における効率的な人及び物の流れを確保するのみでなく、都市計画の目標である健康で文化的な生活と機能的な都市活動の確保を実現していく基本的な手段である。した

がって、その整備計画の策定にあたっては、将来の都市構造、都市活動形態、生活水準などに関する基本的理念に基づいて行われなければならない。本区域は、県都松山市を中心に放射環状型都市として発展し、陸・海・空の重要な交通拠点となっている。現状の道路網は、松山市の中心部から骨格をなす国道11号、33号、56号、196号及び317号が放射状に走っており、これらを結ぶ環状線や市街地と松山空港を結ぶ新空港道路をはじめ、主要地域間を結ぶ県道、市長村道によってネットワークが形成されている。今後、四国縦貫自動車道の整備、西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）の開通、松山空港の機能の充実及び松山港の整備等によって広域交通量の大幅な増加、交通結節点としての重要性の高まりが予測される。このため、これらに対処する国道バイパスの整備や松山外環状線及び伊予松山港連絡道路（仮称）等をはじめ、県道、市長村道の整備を計画的に推進する。

都市別発生集中量の見通し（単位：トリップエンド）

	発生量（百トリップ）、集中量（百トリップ）、計（百トリップ）		
松山市	5,238	5,233	10,471
	6,120(1.17)	6,115(1.17)	12,235(1.17)
	6,922(1.32)	6,917(1.32)	13,839(1.32)
伊予市	385	381	766
	446(1.16)	442(1.16)	888(1.16)
	501(1.30)	497(1.30)	998(1.30)
北条市	312	312	624
	358(1.15)	357(1.14)	715(1.15)
	400(1.28)	497(1.59)	897(1.44)
重信町	291	297	588
	347(1.19)	352(1.19)	699(1.19)
	398(1.37)	398(1.34)	796(1.35)
川内町	150	151	301
	180(1.20)	179(1.19)	359(1.19)
	207(1.38)	205(1.36)	412(1.31)
松前町	268	264	532
	311(1.16)	306(1.16)	617(1.16)
	350(1.31)	345(1.33)	685(1.31)
砥部町	262	260	522
	302(1.15)	305(1.17)	607(1.16)
	339(1.29)	346(1.33)	685(1.31)
市町計	6,906	6,898	1,3804
	8,064(1.17)	8,056(1.17)	16120(1.17)
	9,117(1.32)	9,205(1.33)	18,322(1.33)

上段：H6

中段：H17（ ）・・・H6に対する伸び率

下段：H27（ ）・・・H6に対する伸び率

## （2）整備水準の目標

本区域の道路交通施設の整備については、現在の交通混雑の解消を図るとともに、今後の交通量の

増加に対処するために幹線道路網を適切に配置し整備に努める。道路網計画は、市街地の発展を予測するとともに、市街地の動向等を考慮し整備を進めて行くものとするが、市街地における道路整備済延長密度は、平成6年度末の1.1km/km<sup>2</sup>を、平成17年には1.2km/km<sup>2</sup>、21世紀初頭には2.5km/km<sup>2</sup>とすることを目標に整備する。

### (3) 根幹的交通施設等の整備方針

#### ①道路

本区域の交通体系は、松山市を中心に放射状に延びる国道とこれを連結する環状線で骨格を形成している。また今後における四国縦貫自動車道の整備、西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）の開通、松山空港の拡充、松山港新外貿ふ頭の整備等の広域交通体系の整備に対処するとともに、区域内に発生集中する交通を円滑に処理するため、次の方針により交通網を強化する。

(ア) 四国縦貫自動車道の整備、これに接続する松山外環状線及び伊予松山港連絡道路（仮称）等の都市軸基幹道路網の整備を促進する。

(イ) 地域間交通を処理するため、国道バイパスの早期完成と4車線化の整備促進を図り、さらに主要な交差点の立体化を促進する。

(ウ) 松山港のアクセス道路である高浜高岡線の整備を促進する。

(エ) 都市内交通に対しては、各地区の発生集中交通量の増大に対処し円滑に処理するため、土地利用計画と合わせて、幹線道路等都市内道路を適正に配置したネットワークを確保し、市街地の開発と整備を図りながら効率的な整備を促進する。

#### ②都市内高速鉄道

踏切事故の防止と踏切遮断による交通渋滞の緩和を図るとともに、市街地の一体的な整備を図り都市構造の健全な発展を誘導するため、JR予讃線の松山駅周辺及び伊予鉄道の松山市高駅周辺の鉄道高架事業について検討する。

#### ③駐車場

商業業務機能の集積の高い中心市街地においては、駐車需要に応じた施設の確保に努め、その適正な配置により利用サービスの向上を図るとともに、既存駐車施設の有効かつ効率的な利用を図る施策を推進する。

#### ④自動車ターミナル

都市部の通勤、通学客の増大に対処し、都市内におけるバス交通の円滑化を図るため、バスターミナルなどの輸送施設の整備を図る。また、公共交通機関の利用促進により交通渋滞の緩和を図るため、交通需要管理施策（TDM）の導入等を検討する。

#### ⑤港湾・空港

重要港湾松山港については、内外貿易の物流及び海上旅客輸送の需要に対処するため、輸入促進地域（FAZ）の整備や公共ふ頭、フェリーふ頭等の港湾施設の整備を図る。地方港湾北条港、伊予港については、地域の消費、生産活動に伴う物流需要に対処するため、所要の港湾施設の整備を図る。航空旅客、貨物輸送需要の増大に対処するため、滑走路の延長等の整備を進めるとともに、周辺地域の騒音対策及び環境施設整備を推進する。

#### ⑥交通管理

都心部については、適正な交通規則により歩行者及び公共輸送機関の利便性を高め、良好な都市環境の形成に努める。

#### ⑦重点的に整備すべき根幹的交通施設等の整備方針

おおむね5年以内に実施することを予定する主要な事業は、次の通りとする。

【種別、名称】

道路、(街) 松山外環状線  
道路、(街) 伊予松山港連絡道路  
道路、(街) 土橋町千足線  
道路、(街) 南堀端市場線  
道路、(街) 平田町下難波線  
道路、(街) 東一万桑原線  
道路、(街) 千舟町空港線  
道路、(街) 三津浜南吉田線  
道路、(街) 平田勝岡線  
道路、(街) 中村桑原線  
道路、(街) 高浜高岡線  
道路、(街) 千舟町古川線  
道路、(街) 道後祝谷線  
道路、(街) 本町宝塔寺線  
道路、(街) 樽味溝辺線  
道路、(街) 北久米和泉線  
道路、(街) 持田町小栗線  
道路、(街) 中之川通線  
道路、(街) 馬木安城寺線  
道路、(街) 伊予和気駅馬木線  
道路、(街) 浜筒井線  
道路、(街) 筒井東古泉線  
道路、(街) 西高柳北黒田線  
道路、(街) 筒井南黒田線  
道路、(街) 築港白水線  
港湾、松山港外港築整備事業

5 自然環境の保全及び公共空地体系の整備方針

(1) 基本方針

本区域は、北は高縄山地、南東は西日本最高峰の石鎚山を擁した四国山地を背景に、西は瀬戸内海に面した道後平野、風早平野の中に市街地が形成されている。この平野内には小丘陵が点在し、周辺の山麓地と一体的に調和して良好な自然環境を呈している。しかし本区域は県域の中核都市として中枢管理機能が集中し、人口の増加とそれに伴う市街地の拡大が進展した結果、市街地内における緑地の減少、市街地周辺における良好な自然環境への悪影響、都市公園緑地等の整備の遅れが見られる。このような状況の中で、西瀬戸地域の中核都市としての機能と、歴史や文化特性、自然的特性等の調和を図りながら、緑を育て、まちに緑があふれ豊かな自然を感じながら生活できる新しい文化都市の実現を目標に整備を図る必要がある。

(2) 緑地の確保水準

①緑地の確保目標水準

緑地の確保目標量（H27年）、市街化区域に対する割合、都市計画区域に対する割合  
約 4400ha、 54%、 15%

②都市公園の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次、 平成7年、 平成17年、 平成27年、  
都市計画区域内人口1人当たりの目標水準、12.0m<sup>2</sup>/人、17.0m<sup>2</sup>/人、30.0m<sup>2</sup>/人、

(3) 緑地の配置計画の概要

①環境保全システムの配置方針

- (ア) 広域の自然環境の骨格を成している北条市北部の山麓一帯、松山市の太山寺、経ヶ森一帯、市街地内の丘陵地、市街地周辺及び南部の砥部町にまたがる山麓地、伊予市の伊予岡古墳一帯、広域を西流する重信川、石手川等の区域は自然緑地として配置する。
- (イ) 松山総合公園及び弁天山や久万ノ台緑地等の丘陵地、松山環状線や国道の街路樹等の緑地を環境改善に資する緑地として配置する。
- (ウ) 文化財として指定されている城山や岩神社等の樹木、市街地内に多く立地している寺社境内の樹林地については、歴史的な文化風土を継承する緑地として配置する。
- (エ) 瀬戸内海国立公園の区域や奥道後玉川県立自然公園、また、重信川・石手川等の水辺空間を動植物の生態系維持、保全、ネットワーク化に資する緑地として配置する。

②レクリエーションシステムの配置方針

- (ア) 住区基幹公園は、街区、近隣、地区公園の誘致距離及び住区等を基本として配置する。このうち地区公園については松山市11箇所、北条市、伊予市、松前町、重信町、川内町にそれぞれ1箇所配置する。
- (イ) 都市基幹公園については、総合公園として松山市の城山公園、松山総合公園及び道後公園、北条市の青少年スポーツセンター周辺、伊予市の森地区。運動公園として松山市の松山中央公園を配置する。
- (ウ) 自然的なレクリエーション活動の場となる緑地として、重信川・石手川等の市街地内河川や湧ヶ淵公園、奥道後玉川県立自然公園等を配置する。
- (エ) 地域のスポーツ振興に寄与する緑地やネットワーク利用ができる緑地として松山市民運動公園、重信川緑地、石手川緑地及び主要幹線道路の緑を配置する。

③防災システムの配置方針

- (ア) 災害時における広域避難地として城山公園、道後公園、松山総合公園及び松山中央公園を配置する。また地震災害時の物資輸送地点として、松山港外港地区緑地を整備する。
- (イ) 松山環状線や国道等の広幅員道路を避難路として機能し、防災ネットワークを形成する緑地として配置する。
- (ウ) 弁天山緑地や久万ノ台緑地等の丘陵地や石手川、堂之元川等の市街地内河川を公園及び緑地として配置する。
- (エ) 松山市の市街地については、防災計画に基づき、避難地及び避難路等を適切に配置する。また、河川については、火災時の延焼防止のための管理用通路及び緑地帯、緊急時の消火用や生活用水として利用できる場所を適切に配置する。

④景観構成システムの配置方針

- (ア) 城山公園や松山総合公園、星が丘公園、久万ノ台緑地等の市街地内に点在する丘陵地及び市街地を取り囲む斜面緑地を郷土景観を構成する緑地として保全する。

- (イ) 文化財や市街地内に点在する寺社境内樹林地等のシンボルとなる緑地を保全する。
- (ウ) 空港、港湾、主要な駅前公共緑地や幹線道路の緑地、重信川、石手川等の市街化区域内河川等を地区の美観に寄与する緑地として配置する。

#### ⑤総合的な緑地の配置方針

環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の系統別配置方針を基に相互の調整を図り、さらに都市形態緑地パターンを勘案し総合的配置計画を策定する。

### (4) 実現のための施策の方針

#### ①公園緑地等の整備目標及び配置方針

##### (ア) 整備目標

都市公園等施設として整備すべき緑地については、平成27年で約1800haで都市計画区域内人口1人当たりおおむね30m<sup>2</sup>/人とする。

##### (イ) 配置方針

#### 【公園緑地等の種別、配置方針、整備目標（27年）】

街区公園、各住区内に4ヶ所設置することを目標とし、274ヶ所、約61haの確保を図る。1.0m<sup>2</sup>/人  
近隣公園、各住区内に1ヶ所設置することを目標とし、68ヶ所、約125haの確保を図る。2.1m<sup>2</sup>/人  
地区公園、4～5住区内に1ヶ所設置することを目標とし、16ヶ所、約73haの確保を図る。1.2m<sup>2</sup>/人  
総合公園、松山市に松山総合公園他2ヶ所、北条市、伊予市、重信町に1ヶ所、計6ヶ所、約477haの確保を図る。8.0m<sup>2</sup>/人、  
運動公園、松山市に1ヶ所、約53haの確保を図る。0.9m<sup>2</sup>/人、  
広域公園、砥部町に1ヶ所、約113haの確保を図る。1.9m<sup>2</sup>/人、  
その他の公園緑地等、特殊公園については6ヶ所、約120haの確保を図る。緑地については、  
河川緑地及び緩衝緑地等約770haの確保を図る。14.9m<sup>2</sup>/人、

#### ②緑地保全地区等の指定目標及び指定方針

良好な自然的環境の保全を図るため緑地保全地区等の指定を以下のように検討する。

#### 【地区の種別、指定方針、指定目標（27年）】

風致地区、市街地内及び市街地に隣接した風致および景観がすぐれている箇所を保全するために、現在指定している14地区と併せ22地区の指定を行う。1,673.3ha  
その他、条例等による景観樹林保護地区等を指定し緑地の保全を図るために、現在指定している132箇所と併せ178箇所の指定を行う。717ha

### (5) 重点的に保全または整備すべき主要な緑地、公共空地の保全整備計画

#### ①おおむね5年以内に整備を行うべき主要な公園緑地等

- (ア) 住区基幹公園として近隣公園は10ヶ所、街区公園は年6ヶ所程度の整備を行うものとする。
- (イ) 都市基幹公園として松山総合公園、松山中央公園、北条公園、伊予総合公園の整備を図る。
- (ウ) 広域公園として砥部町の総合運動公園の整備を図る。
- (エ) 緑地については、久万ノ台緑地、石手川緑地及び重信川緑地の整備を図る。

#### ②おおむね5年以内に指定を行うべき主要な緑地保全地区等

郷土景観を構成する現存緑地、文化財と一体的な景観を構成する緑地及び地区の美観向上に寄与する緑地を維持・保全することを目的として、景観樹林保護地区等を計画的に指定する。

## 6 下水道および河川の整備方針

### (1) 基本方針



### ①下水道

本区域における居住環境の整備及び公共用水域の水質保全に資するため、市街地については、公共下水道の早期完成を目指す。また、雨水による市街地の浸水被害を防止するため、公共下水道雨水渠整備に併せ、都市下水路の整備を計画的に推進する。

### ②河川

本区域内の中小河川は、現在かなり改修が進みつつあるが、現在も浸水被害が頻発している。今後、市街化の進展に伴い、さらに雨水流出が増加することが予測されるので、開発計画と流域の治水対策との連携を図ると共に、流域全域の面的な整備を進めるため、下水道事業との連携による総合的な雨水対策を図る等体系的な河川改修を促進する。特に、市街化区域など開発と密接に関係する河川については都市施設として都市計画決定を行う等計画的な改修を促進する。

## (2) 整備水準の目標

### ①下水道

公共下水道の平成7年度末の総人口普及率は29%であるが、平成24年頃には約78%となり、市街化区域については概ね下水道整備を完了させ、引き続き市街化調整区域の人口密集地域の整備に努める。

### ②河川

河川改修については、開発計画や下水道計画との調整を図りながら、緊急度の高い河川から順次整備を行い、流域全体で治水効果が発現するよう計画的な河川改修を図る。

## (3) 下水道および河川の整備方針

### ①下水道

公共下水道は、既成市街地及び周辺市街地において優先的に整備するとともに、新市街地においても計画的な整備に努め、良好な生活環境の確保と水域の水質保全を図る。また、市街化区域以外の区域においても、密居集落等について下水道を整備する。

### ②河川

市街化に伴う雨水流出量の増大に対応するため、1級河川の内川、2級河川の宮前川、久万川、洗地川、大谷川の改修を促進し、治水および災害防除に努めるとともに、多自然型川づくりにより、河川環境の整備と保全に努める。また、1級河川重信川、石手川については低水路空間は自然を楽しむ空間として、高水敷空間は自然・景観、歴史等の活用空間として機能付加に努める。

## (4) 重点的に整備すべき公共施設の整備方針

本区域における水害を解消し、都市の生活環境の向上を図るため、おおむね5年以内に実施することを予定する主要な事業は、次の通りである。

### 【種別、名称】

#### 下水道

松山市公共下水道（中央処理区、西部、北部処理区）

北条市公共下水道（北条処理区）

伊予市公共下水道（伊予処理区）

松前町公共下水道（松前処理区）

重信町公共下水道（重信処理区）

川内町公共下水道（川内処理区）

砥部町公共下水道（砥部処理区）

#### 河川

広域基幹河川改修事業、宮前川、久万川、大谷川、大川  
 広域一般基幹河川改修事業、御坂川、内川、明神川  
 中小河川改修事業、宮前川、久万川、大谷川、国近川、表川  
 河川局部改修事業、佐川川、神寄川、谷川  
 準用河川改修事業、傍示川  
 都市基盤河川改修事業、洗地川

## 7 その他の公共施設の整備方針

### (1) 整備水準の目標

都市の住民が健康で文化的な都市生活を営む上で欠くことのできない水道、ごみ処理場、汚物処理場等の供給施設及び処理施設、学校、図書館等の教育文化施設、病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設、市場、と畜場、火葬場等の都市施設については、既存施設の有効活用に努めるほか、設備の近代化を進め、市街地の拡大、人口の増加に適切に対応し、施設の整備充実に努めるものとする。

### (2) 主要な公共施設の整備方針

#### ①ごみ処理施設

増大するごみに対処し、分別収集方式の充実と省資源の意識高揚を図るとともに、既存施設の効果的な活用を図り、時代の要請にあった機能的な施設の整備を図る。

#### ②卸売市場等

増加する生活関連物資の円滑な流通とコストの軽減を図り、物価の安定と生活の向上を推進するため、卸売市場の機能充実に努める。

#### ③小・中学校

義務教育施設の規模の適正化及び体育施設の整備充実に努め、教育効果の向上を図るため計画的な整備を推進する。

#### ④その他の中核的施設

本圏域には松山市に愛媛大学、松山大学及び東雲女子大学、北条市には聖カタリナ大学、重信町には愛媛大学医学部、砥部町には県立医療技術短期大学が立地し教育の中心的機能をはたしており、今後も引き続き大学施設の充実に努める。また近年、急速な国際交流の高まりがあるなかで、今後国際的な学術文化の機能を一層促進する必要があり、道後地区に立地している県民文化会館の一層の利用促進を図る。

### (3) 重点的に整備すべき公共施設の整備方針

おおむね5年以内に実施することを予定する主要な事業は、次の通りとする。

#### 【種別、名称】

小・中学校、敷地拡張、校舎等の改築

ごみ焼却施設、松山西クリーンセンター、伊予地区清掃センター、砥部町美化センター川井工場

## 参考として定める事項

### (1) 保留された人口フレーム（単位：千人）

区分、	平成7年、	平成17年
都市計画区域内人口	576、	598
市街化区域内人口	476、	490
配分する人口	—	485.1
保留する人口フレーム	—	4.9

特定保留	—	—
一般保留	—	4.9

#### 第 748 号議案 松山広域都市計画用途地域の変更（松山市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、建築物の高さの限度、備考】

第 1 種低層住居専用地域、 約 1,083.4ha、8/10、5/10、10m、16.8%

第 1 種中高層住居専用地域、約 3.7ha、10/10、6/10、0.1%

約 403.4ha、20/10、6/10、6.2%

(小計) 約 407.1ha、6.3%

第 2 種中高層住居専用地域、約 219.1ha、20/10、6/10、0.1%

第 1 種住居地域、 約 2,371.8ha、20/10、36.6%

第 2 種住居地域、 約 196.2ha、20/10、3.0%

準住居地域、 約 12.62ha、20/10、0.2%

近隣商業地域、 約 285.1ha、20/10、4.4%

約 267.8ha、30/10、4.1%

小計、約 552.9ha、8.5%、

商業地域、 約 199.1ha、40/10、3.1%

約 76.4ha、50/10、1.2%

約 25.1ha、60/10、0.4%

小計、約 300.6ha、4.7%

準工業地域、 約 808.0ha、20/10、12.5%

工業地域、 約 96.4ha、20/10、1.5%

工業専用地域、 約 421.7ha、20/10、6.5%

合計 約 6,469.8ha、100.0%

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

変更理由

松山市では、松山広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更に伴い、建築物の用途、容積、形態等の既成の適正化を図り、良好な市街地環境の形成を図るため、新たに市街化区域に編入する区域約 86 ha について、用途地域を定めるものである。

#### 第 749 号議案 松山広域都市計画用途地域の変更（伊予市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、建築物の高さの限度、備考】

第 1 種低層住居専用地域、 約 17.9ha、8/10、5/10、10m、4.7%

第 1 種中高層住居専用地域、約 31.9ha、20/10、6/10、8.5%

第 1 種住居地域、 約 151.1ha、20/10、40.1%

第 2 種住居地域、 約 7.1ha、20/10、1.9%

準住居地域、	約 14.3ha、20/10、3.8%
近隣商業地域、	約 23.8ha、20/10、6.3%
商業地域、	約 23.7ha、40/10、6.3%
準工業地域、	約 94.2ha、20/10、25.0%
工業地域、	約 13.0ha、20/10、3.4%
合計	約 377.0ha、100.0%

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

#### 変更理由

伊予市では、松山広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更に伴い、建築物の用途、容積、形態等の既成の適正化を図り、良好な市街地環境の形成を図るため、新たに市街化区域に編入する区域約 24 ha について、用途地域を定めるものである。

### 第 750 号議案 松山広域都市計画用途地域の変更（北条市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、建築物の高さの限度、備考】

第 1 種低層住居専用地域、	約 21.0ha、8/10、5/10、10m、5.2 %
	約 5.5ha、10/10、6/10、10m、1.4%
小計、	約 26.5ha、6.6%

第 1 種住居地域、	約 266.2ha、20/10、66.5%
近隣商業地域、	約 15.0ha、20/10、3.7%
商業地域、	約 15.5ha、40/10、3.9%
準工業地域、	約 34.2ha、20/10、8.6%
工業地域、	約 43.0ha、20/10、10.7%
合計	約 400.4ha、100.0%

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

#### 変更理由

北条市では、松山広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更に伴い、建築物の用途、容積、形態等の既成の適正化を図り、良好な市街地環境の形成を図るため、新たに市街化区域に編入する区域約 10 ha について、用途地域を定めるものである。

### 第 751 号議案 松山広域都市計画用途地域の変更（重信町決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、建築物の高さの限度、備考】

第 1 種低層住居専用地域、	約 55.0ha、8/10、5/10、10m、22.6 %
第 1 種中高層住居専用地域、	約 27.9ha、20/10、6/10、11.4%
第 1 種住居地域、	約 112.3ha、20/10、46.0%
第 2 種住居地域、	約 29.1ha、20/10、11.9%
近隣商業地域、	約 14.1ha、20/10、5.8%

準工業地域、	約 5.5ha、20/10、2.3%
合計	約 243.9ha、100.0%

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

#### 変更理由

重信町では、松山広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更に伴い、建築物の用途、容積、形態等の既成の適正化を図り、良好な市街地環境の形成を図るため、新たに市街化区域に編入する区域約 1 ha について、用途地域を定めるものである。

### 第 752 号議案 松山広域都市計画用途地域の変更（川内町決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、建築物の高さの限度、備考】

第 1 種低層住居専用地域、	約 21.0ha、8/10、5/10、10m、19.4%
第 1 種住居地域、	約 51.5ha、20/10、47.5%
第 2 種住居地域、	約 2.8ha、20/10、2.6%
近隣商業地域、	約 6.3ha、20/10、5.8%
準工業地域、	約 6.7ha、20/10、6.2%
工業地域、	約 20.0ha、20/10、18.5%
合計	約 108.3ha、100.0%

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

#### 変更理由

川内町では、松山広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更に伴い、建築物の用途、容積、形態等の既成の適正化を図り、良好な市街地環境の形成を図るため、新たに市街化区域に編入する区域約 3 ha について、用途地域を定めるものである。

### 第 753 号議案 松山広域都市計画用途地域の変更（松前町決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、建築物の高さの限度、備考】

第 1 種低層住居専用地域、	約 57.2ha、8/10、5/10、10m、15.6%
第 1 種中高層住居専用地域、	約 18.1ha、20/10、6/10、5.0%
第 1 種住居地域、	約 108.2ha、20/10、29.5%
第 2 種住居地域、	約 4.5ha、20/10、1.2%
準住居地域、	約 6.6ha、20/10、1.8%
商業地域、	約 12.7ha、40/10、3.5%
工業地域、	約 121.7ha、20/10、33.2%
工業専用地域、	約 37.5ha、20/10、10.2%
合計	約 366.5ha、100.0%

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

#### 変更理由

松前町では、松山広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更に伴い、建築物の用途、容積、形態等の既成の適正化を図り、良好な市街地環境の形成を図るため、新たに市街化区域に編入する区域約 2ha について、用途地域を定めるものである。

#### 第 754 号議案 松山広域都市計画用途地域の変更（砥部町決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、建築物の高さの限度、備考】

第 1 種低層住居専用地域、 約 45.3ha、8/10、5/10、10m、28.2%

第 1 種中高層住居専用地域、約 7.0ha、20/10、6/10、4.4%

第 1 種住居地域、 約 43.8ha、20/10、27.2%

第 2 種住居地域、 約 4.1ha、20/10、2.5%

準工業地域、 約 15.3ha、20/10、9.5%

工業地域、 約 45.4ha、20/10、28.2%

合計 約 160.9ha、100.0%

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

変更理由

砥部町では、松山広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更に伴い、建築物の用途、容積、形態等の既成の適正化を図り、良好な市街地環境の形成を図るため、新たに市街化区域に編入する区域約 1ha について、用途地域を定めるものである。

#### 第 755 号議案 松山広域都市計画道路の変更（知事決定）

都市計画道路中 3,4,29 号平田勝岡線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,4,29 平田勝岡線、松山市平田町、松山市勝岡町、（松山市馬木町）、約 3,430m、地表式、2 車線、16m、四国旅客鉄道予讃線と立体交差

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

本路線については、昭和 59 年に変更追加され、随時事業を進めているところであるが、変更追加後に新たに本路線と交差することとなった道路との交差点部の区域の追加、交差点ができることにより、高架部の側道合流部が交差点部のシフト等にできるだけかからないよう交差点部から遠ざけたため、それに依り廃止箇所が発生したこと、JR との立体交差点部（高架部）の自歩道幅員が現構造令と合致しないため幅員を拡幅するため、本案の通り変更するものである。

#### 第 756 号議案 松山広域都市計画道路の変更（松山市決定）

都市計画道路に 3,4,27 号馬木安城寺線ほか 1 路線を次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,4,27 馬木安城寺線、松山市馬木町、松山市安城寺町、（松山市志津川町）、約 2,090m、

地表式、2車線、20m、  
幹線街路、3,4,59 伊予和気駅馬木線、松山市和気町一丁目、松山市馬木町、約 470m、地表式、2  
車線、20m

なお、松山市和気町一丁目地内に約 3,600m<sup>2</sup>の交通広場を設ける。

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

#### 理由書

馬木安城寺及び伊予和気駅馬木線については、将来の市北部の都市化の進展に伴う自動車交通需要の増加に対応し、市街地内交通の円滑化を図るため、道路網の見直しの一環として、本案の通り追加するものである。

### 第 757 号議案 松山広域都市計画下水道の変更（松山市決定）

都市計画松山公共下水道「2 排水区域」及び「4 その他の施設」中、和気第 1 雨水排水ポンプ場を次のように変更する。

- 1 下水道の名称：松山公共下水道
- 2 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

#### 【備考、面積】

約 6,200ha（うち処理区域約 6,200ha）、[中央排水区約 3,407ha、西部排水区約 2,079ha、北部排水区約 714ha]

- 3 下水管渠

#### 【内訳、位置（起点、終点）、備考】

中央 1 号汚水幹線、南江戸 4 丁目、小坂 5 丁目、中央排水区（分流管）  
中央 3 号汚水幹線、生石町、和泉北 1 丁目、中央排水区（分流管）  
保免 2 号汚水圧送幹線、土居田町、保免中 2 丁目、中央排水区（分流管）  
中央 4 号汚水幹線、保免中 2 丁目、古川西 1 丁目、中央排水区（分流管）  
南吉田汚水幹線、南吉田町、東垣生町、西部排水区（分流管）  
富久 1 号汚水幹線、東垣生町、南吉田町、西部排水区（分流管）  
北吉田汚水幹線、南吉田町、北吉田町、西部排水区（分流管）  
清水汚水圧送幹線、北吉田町、別府町、西部排水区（分流管）  
三津浜 1 号汚水幹線、別府町、大可賀 3 丁目、西部排水区（分流管）  
久枝 1 号汚水幹線、和気町 2 丁目、和気町 1 丁目、北部排水区（分流管）  
放流管渠、和気町 1 丁目、和気町 1 丁目、北部排水区（分流管）

「区域は、計画図表示のとおり」

- 4 その他の施設

#### 【内訳、位置、備考】

保免中継ポンプ場、保免中 2 丁目、約 1,000m<sup>2</sup>、中央排水区、汚水ポンプ施設  
第 1 中継ポンプ場、南江戸 4 丁目、処理場内、中央排水区、汚水ポンプ施設  
高浜汚水中継ポンプ場、高浜町 6 丁目、約 380m<sup>2</sup>、西部排水区、汚水ポンプ施設  
清水汚水中継ポンプ場、別府町、約 1,800m<sup>2</sup>、西部排水区、汚水ポンプ施設  
垣生汚水中継ポンプ場、西垣生町、約 90m<sup>2</sup>、西部排水区、汚水ポンプ施設  
中須賀第 1 雨水排水ポンプ場、三杉町、約 4,200m<sup>2</sup>、西部排水区、雨水ポンプ施設

中須賀第2雨水排水ポンプ場、三杉町、(約4,200m<sup>2</sup>)、西部排水区、雨水ポンプ施設  
 中須賀第3雨水排水ポンプ場、辰巳町、約2,500m<sup>2</sup>、西部排水区、雨水ポンプ施設  
 大可賀雨水排水ポンプ場、大可賀3丁目、約670m<sup>2</sup>、西部排水区、雨水ポンプ施設  
 朝日橋雨水排水ポンプ場、神田町、約150m<sup>2</sup>、西部排水区、雨水ポンプ施設  
 三津浜雨水排水ポンプ場、神田町、約230m<sup>2</sup>、西部排水区、雨水ポンプ施設  
 堀江第1雨水排水ポンプ場、堀江町、約570m<sup>2</sup>、北部排水区、雨水ポンプ施設  
 堀江第2雨水排水ポンプ場、堀江町、約250m<sup>2</sup>、北部排水区、雨水ポンプ施設  
 明神川雨水排水ポンプ場、堀江町、約120m<sup>2</sup>、北部排水区、雨水ポンプ施設  
 和気第1雨水排水ポンプ場、和気町2丁目、約1,900m<sup>2</sup>、北部排水区、雨水ポンプ施設  
 和気第2雨水排水ポンプ場、和気町2丁目、約390m<sup>2</sup>、北部排水区、雨水ポンプ施設  
 勝岡雨水排水ポンプ場、勝岡町、約4,100m<sup>2</sup>、北部排水区、雨水ポンプ施設  
 中央浄化センター、生石町及び南江戸4丁目、約108,700m<sup>2</sup>、中央排水区、処理施設  
 西部浄化センター、南吉田町、約141,600m<sup>2</sup>、西部排水区、処理施設  
 北部浄化センター、和気町1丁目、和気町2丁目及び太山寺町、約60,500m<sup>2</sup>、北部排水区、処理施設  
 「区域は計画図表示のとおり」

#### 理由書

松山公共下水道は、排水区域約6113haの都市計画決定を受け鋭意整備を進めているところである。今回の変更は、都市計画における市街化区域の見直しに伴って、排水区域を拡大(約87ha)し、市街化区域の下水道整備を一層促進させるものである。また、北部処理区のと気第1雨水排水ポンプ場は、久万川(二級河川)の断面拡幅工事、及びその堤防道路(市道と気54号線)の線形改良に合わせてポンプ場用地の面積を減ずるものである。

### 第758号議案 松山広域都市計画下水道の変更(伊予市決定)

都市計画伊予公共下水道中、

「2 排水区域」を次のように変更し、

「3 下水管渠」中、北1号汚水幹線、北2号汚水幹線、北3号汚水幹線、北4号汚水幹線、南1号汚水幹線、南2号汚水幹線、南3号汚水幹線、南4号汚水幹線、南5号汚水幹線、南6号汚水幹線、北1号雨水幹線、北2号雨水幹線、北3号雨水幹線、北4号雨水幹線、南1号雨水幹線、南2号雨水幹線、南3号雨水幹線、大谷ポンプ場放流渠、梢川ポンプ場放流渠及び安広ポンプ場放流渠を廃止する。

1 下水道の名称：伊予公共下水道

2 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考)、面積、約381ha(うち処理区域約381ha)

3 下水管渠

【内訳、位置(起点、終点)、備考】

伊予市下水浄化センター吐口及び放流管渠、伊予市下吾川字南西原、伊予市下吾川字南西原、1.20m、約10m

「区域は、計画図表示のとおり」

4 その他の施設

【内訳、位置、備考】

伊予市下水浄化センター、伊予市下吾川字南西原、面積約40,500m<sup>2</sup>

大谷ポンプ場、伊予市下吾川字南西原、大谷排水区約2,400m<sup>2</sup>



梢川ポンプ場、伊予市灘町字西、梢川排水区約 1,100m<sup>2</sup>

安広ポンプ場、伊予市灘町字西、安広排水区約 1,200m<sup>2</sup>

「区域は、計画図表示のとおり」

#### 理由書

本市の下水道は、当初昭和 48 年 10 月伊予公共下水道として排水区域面積約 83.7 ha で計画決定し、その後昭和 63 年に区域拡大を行い、現在約 361ha において事業を推進しているところである。今回市街化区域拡大にともない排水区域面積を 381 ha に拡大し、併せて事業の合理化・円滑化を図るため都市計画に定める範囲等を本書のように変更し、都市の健全な発展と都市環境の改善とともに公共用水域の保全を図るものである。

### 第 759 号議案 松山広域都市計画土地区画整理事業の変更

都市計画松山北部土地区画整理事業を次のように決定する。

名称：松山北部土地区画整理事業

面積：約 41.8ha

#### 公共施設の配置

道路：【種別、名称、幅員 m、延長 m、備考】

幹線街路、平田勝岡線、17.0～27.0、約 478、都市計画施設

幹線街路、馬木安城寺線、20、約 723、都市計画施設

幹線街路、伊予和気駅馬木線、20、約 225、都市計画施設

区画道路及び特殊道路を適宜配置する。

公園及び緑地：【種別、名称、面積、備考】

街区公園及び緑地、約 1.2ha

施行地区内に適宜配置し、施行面積の 3%を確保する。

その他の公共施設：二級河川大川の改修計画に合わせ河川用地を確保する。

宅地の整備：幹線街路沿いについては、沿道利用が図られる街区とし、その他の区域は周辺市街地と一体的な土地利用が図れる住宅地としての発展を予想した街区を適切に配慮し、各画地の機能を考慮した整地を行うものとする。

「施行区域は計画図表示のとおり」

#### 理由

本地区は、松山市の北の玄関口にあたる地域であり、今後健全な市街地形成を図るため都市計画道路平田勝岡線、馬木安城寺線、伊予和気駅馬木線及び区画道路等の公共用地の整備改善を行い、もって公共の福祉の増進に資するため決定しようとするものである。

### 第 760 号議案 松山広域都市計画地区計画の決定（北条市決定）

都市計画下難波地区計画を次のように決定する。

名称：下難波地区計画

位置：北条市下難波

面積：約 3.5ha

#### 区域の整備・開発及び保全の方針

地区計画の目標：本地区は本市の北部に位置し、国道 196 号線と立岩川に挟まれた地区である。本計画は沿道施設の充実を図る沿道地区と自然環境に調和した住みやすいゆとりのある住宅

地区の保全並びに形成を目標とする。

土地利用の方針：当地区を「沿道地区」、「住居地区」に区分し、周辺環境を活かしつつ住環境を中心とした住・商・工が調和した活気あるまちの形成を促進するものとする。

「沿道地区」、多様な交通需要に対応した沿道施設を積極的に誘導する地区とする。

「住居地区」、緑豊かな周辺環境と調和し、交通環境に対応した良好な戸建住宅用地の整備を促進する地区とする。

地区施設の整備方針：主として現況道路の拡幅整備を中心として、区画道路（幅員 5.0～9.5m）を適切に配置するものとする。

#### 地区整備計画

地区施設の配置及び規模：地区施設道路：【名称、幅員（m）、延長（m）】

区画道路 1、	9.5、	284
区画道路 2、	5.0、	284
区画道路 3、	6.0、	100
区画道路 4、	5.0、	80
合計、	9.5、	284
	6.0、	100
	5.0、	364

#### 第 761 号議案 久万都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中 5,4,1 号笛ヶ滝公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

総合公園、5,4,1、笛ヶ滝公園、久万町大字久万町及び大字上野尻、約 10.6ha、園路・広場、運動施設、教養施設、修景施設、休養施設、便益施設

「区域は、計画図表示のとおり」

#### 理由書

笛ヶ滝公園は、明治中期ころより町民の憩いの場として親しまれており、昭和 52 年 4 月に都市計画決定を行い、平成 7 年 11 月に面積 9.9 ha に変更し、総合公園として鋭意整備を進めているところである。しかし、平成 10 年度における梅雨前線豪雨及び台風時の降雨等による影響で、本公園に隣接する斜面に変動が生じ、公園機能の維持や公園利用者の安全性の確保に支障をきたすこととなったため、緊急に対策工事を講じ法面の安定を図ったところである。この区域は、今後とも公園として維持管理を行っていく必要があること等を考慮し、今回、面積約 0.7ha を都市計画公園の区域に編入するべく都市計画の変更を行うものである。

#### 第 762 号議案 松山広域都市計画ごみ焼却場の変更（松山市決定）

都市計画ごみ焼却場中 2 号松山市西部清掃工場を 2 号松山市西クリーンセンターに名称を改め、次のように変更する。

【名称（番号、ごみ焼却場名）、位置、面積、備考】

2 松山市西クリーンセンター、松山市大可賀 3 丁目、約 25,400m<sup>2</sup>、処理能力 300t/24h

「区域は、計画図表示のとおり」

#### 理由書

松山市西部清掃工場は、昭和 54 年に都市計画され、昭和 57 年から全面的に供用されているが、臨港道路外

港新ふ頭線の整備により、敷地の一部が道路用地として必要となることから敷地の一部を廃止するものである。今回廃止する区域は、当初、搬入路として計画決定されたものであり、廃止後も新たに整備される臨港道路の一部として施設への搬入路としての利用が可能であることから、工場としての機能を損なうことはないものである。併せて、現在の施設名称である「松山市西クリーンセンター」に名称を改めるものである。

## 会議録

### 748号議案～754号議案

事務局：用途地域は、従来知事決定となっていたが、平成10年の法改正により市町村決定になったので、市町ごとに個別の議案としている。今回の変更は、線引き変更に伴い、新たに市街化区域となる区域について決定する。

松山市の堀江地区は第1種住居地域で0.1haです。馬木地区は土地区画整理事業施行予定区域で、事業の支障とならないよう第1種低層住居専用地域で38.5haです。これは、土地区画整理事業施行予定地内でも一定規模の建築物は建築可能となっているため、将来の土地利用に備え、また移転補償等を軽減するため、最も厳しい用途規制である住居専用地域としているものです。なお、土地区画整理事業の進展に併せて、実際の土地利用に整合した用途地域に変更する計画です。また、既存の建物が存在している区域約0.2haについては、隣接用途に合わせ準工業地域0.2haにしています。高浜6丁目地区3.5haは、フェリー乗り場として利用されており、準工業地域にしています。高浜1丁目地区0.1haは隣接用途に合わせて第1種住居地域です。久万ノ台地区0.1haは隣接用途に合わせて第1種低層住居専用地域です。山西地区0.1haは第1種住居地域です。南吉田地区14.4haは、埋立地で松山西部下水処理場として利用されており工業専用地域です。西垣生地区2.9haも埋立地で工業専用地域です。余戸地区10.2haは、地区計画で編入する箇所、隣接用途に合わせて、沿道地域は第2種住居地域、その他9.3haは第1種住居地域です。平井地区5.7haは、地区計画として、第1種住居地域です。南梅本地区10.9haは、国道11号線沿いで、大型商業施設に利用されている部分は近隣商業地域、隣接した地区計画で編入する区域は第1種住居地域、既に市街化が図られている区域は第1種中高層住居専用地域です。重信町の南梅本地区は、先程の松山市の南梅本地区に隣接しており、同様に、国道11号線沿いは近隣商業地域、隣接した区域は第1種住居地域です。

伊予市の下吾川湊町地区20.6haのうち、公共下水処理場及び企業用地利用されている17.8haは準工業地域、住宅用地に予定されている区域は第1種住居地域です。米湊地区3.0haは中学校用地として利用していて、国道56号沿いの区域は準住居地域、その他は隣接地域と同じく第1種住居地域です。

北条市の下難波地区9.2haです。既に北条市が開発している区域5.5haは第1種低層住居専用地域、地区計画により市街化へ編入する区域のうち国道沿いの2.0haは近隣商業地域、その他1.7haは第1種住居地域です。辻地区（物揚場）0.9haは隣接用途に合わせて準工業地域です。辻地区（鹿島連絡船）0.1haは鹿島連絡船の駐車場用地として利用されており、隣接用途に合わせて近隣商業地域です。土手内地区もふ頭用地で、隣接用途に合わせて第1種住居地域です。磯河内地区0.6haも隣接用途に合わせて第1種住居地域です。

川内町の田中地区3.3haは国道11号と現況の準工業地域に挟まれた区域で、準工業地域です。

松前町の老松地区0.1haは護岸改良により変更になった地区で工業地域です。西州美吉地区

0.1ha は背後の用途に合わせて第 1 種住居地域です。萱田地区 0.2ha は、道路改良により区域を整形する箇所第 1 種低層住居専用地域です。徳丸地区 1.3ha は工業地域です。

砥部町の高尾田地区 0.5ha は、河川改修により土地を整形したもので学校用地として利用されており、第 1 種住居地域です。

松山市の吉藤地区 0.2ha は農業用ため池として利用されていますが、引き続き農業用水として利用するために逆線引きして市街化調整区域にします。

港湾空港事務所所長：辻地区（鹿島連絡船）、土手内地区、西州美吉地区については港湾施設あるいは連絡船の駐車場として整備され使用している。第 1 種住居地域又は近隣商業地域として指定しているが、実態の土地利用、今後、規制、誘導する土地利用としてもふさわしくない。

事務局：用途地域については、まず市街化区域に編入することが前提であり、埋立地についてはそれが現在の市街化区域に接しておれば市街化区域に編入する。埋立面積が大きい場合には土地利用に応じて指定するが、小さい場合には、その区域の統一性を主に考えて隣接の地域と用途を合わせます。港湾区域で港湾用地として使われている場合には、別途臨港地区や分区により指定するのが基本であるが、臨港地区指定について港湾部局との調整が整っていないのが実態である。これらは港湾が特に利用する地区であるので、今後、臨港地区の指定について検討していきたい。

港湾空港事務所所長：西垣生地区 2.9 ha についても予定としては臨港地区となっており、分区の指定等によって適切な港湾管理をしていただきたい。

事務局：港湾管理者と協議して、今後、臨港地区指定について都市計画審議会でご審議していただきたい。

#### 755 号議案、756 号議案

事務局：馬木安城寺線、伊予和気駅馬木線のうち、それぞれ延長 720m と 230m については土地区画整理事業で整備する。平田勝岡線については、以前から県道松山港宮内線として JR 予讃線から西側についてはほぼ改良が終わっている。残りの区間を土地区画整理で施工し、国道 196 号線に接続する。馬木安城寺線との交差部分の拡大、土地区画整理のために既設道路（県道伊予和気停車場線）との交差点部の消滅による変更である。

#### 758 号議案

事務局：松山市が事業主体となり、平田勝岡線、馬木安城寺線、伊予和気駅馬木線などの道路整備、大川の河川用地の適切な確保、周辺市街地との一体的な市街地形成、計画的な宅地供給を図る。3 本の都市計画道路を幹線とし、区域内には区画道路や特殊街路を適切に配地する。街区公園を 8 箇所設け、各種道路の歩道により歩行者ネットワークで各街区公園を結ぶ。上下水道計画については優先的に整備する。平均減歩率は約 20%の予定。地元馬木町住民の方々が、平成 3 年から積極的に土地区画整理事業を要望され、熱心に勉強会や協議会活動などに取り組んできた。その結果、関係権利者 243 名に対して同意率は 94%、土地の面積比では 99.5%の合意が得られていることから、事業は早期に実現可能と判断している。地元説明会は平成 11 年 8 月 17 日から 21 日までの 5 日間、5 会場で開催、出席者は 84 名、縦覧は平成 12 年 1 月 11 日から 2 週間実施、縦覧者は 3 名で、意見書の提出はなかった。

#### 760 号議案

事務局：国道 196 号バイパスと北条市が開発した大型住宅団地「風早タウン」に挟まれた地区で、北条市が事業主体になり、線引き見直しと同時に地区計画を都市計画決定する。

## 第 114 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 12 年 3 月 22 日）

### 第 763 号議案 今治広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更（愛媛県知事決定）

市街化区域及び市街化調整区域を次のように変更する。

#### I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

今治広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更（市町村別内訳）

【市町村名、都市計画区域面積（ha）、市街化区域面積（ha）（現行、変更後）、変更面積（ha）（拡大、廃止、計）】

今治市、	7,482,	1,760,	2,040,	285,	5,	280
波方町、	432,	63,	75,	13,	1,	12
大西町、	1,383,	177,	177,	—,	—,	—,
朝倉村、	1,244,	0,	0,	—,	—,	—,
玉川町、	1,333,	0,	0,	—,	—,	—,
合計	11,864,	2,000,	2,292,	298,	6,	292

現行の市街化区域面積約 2,000ha を約 292 ha 拡大し、変更後の市街化区域面積は、約 2,292ha となる。

変更地区一覧表

（市街化区域拡大箇所）

【図面番号、箇所名、面積（ha）、市街化区域を拡大する理由、備考】

[今治市]

- 1 波止浜（高部）、3.3、現市街化区域、国道 317 号、JR に囲まれた地区で、西瀬戸自動車道の IC が至近であることから、沿道サービス施設等の誘致を周辺と一体的に図る必要がある。地区計画
- 2 乃万（延喜・野間）、18.4、現市街化区域、国道 196 号、品部川に囲まれ、都市化要求が著しいため、国道沿線は沿道サービス施設、その他は良好な住宅地として周辺と一体的に市街化を図る必要がある。地区計画
- 3 日高（片山 1 丁目）、0.7、現市街化区域に接した地区で、国道 196 号、（都）宮脇片山線の整備により狭小な調整区域となったため、周辺と一体的に市街化を図る必要がある。軽易な変更
- 4 日高（小泉）、14.1、現市街化区域に接し、国道 196 号、国道 317 号、西瀬戸自動車道 IC に近接した立地条件から、周辺と一体的に良好な住宅地の形成を図る必要がある。松山方面全線開通。地区計画
- 5 日高（別名高橋）、36.7、現市街化区域に接し、国道 317 号の松山方面全線開通等に伴い都市化要求が著しいため、幹線道路沿線は流通業務施設等の立地、その他は住宅地の形成を図る必要がある。地区計画
- 6 立花（八町西 3 丁目）、0.5、現市街化区域に接した地区で、国道 196 号の整備により狭小な調整区域となったため、周辺と一体的に市街化を図る必要がある。軽易な変更
- 7 立花（八町）、3.9、現市街化区域に接し、国道 196 号の整備に伴い都市化要求が著しいため、周辺と一体的に良好な住宅地の形成を図ると共に市街化区域の整形を行う必要がある。地区計画
- 8 清水、1.5、現市街化区域に接した国道 196 号沿道で、幹線道路沿線にふさわしい流通業務施設の立地誘導を図る必要がある。地区計画
- 9 鳥生（土橋町 1 丁目）、2.1、現市街化区域と整備中の（都）鳥生大浜八町線（当該地区は完成）

に挟まれ都市化要求が著しいため、幹線道路沿線は流通業務施設等の立地、その背後は住宅地の形成を図る必要がある。地区計画

- 1 0 鳥生（土橋町 2 丁目）、1.0、現市街化区域に接した区域で、既にほとんどが住宅地となっていることから、周辺地区と一体的な市街化を図る必要がある。民間開発計画
- 1 1 鳥生（東鳥生町 3、4 丁目）、12.7、現市街化区域に囲まれた DID 地区で、今治港富田地区（貨物）の背後地であり、その機能を補完するため、流通業務及び軽工業施設等の立地誘導を図る必要がある。地区計画
- 1 2 欠番
- 1 3 国分、1.0、市街化区域の境界が不明確であったが、国分小学校の建設に伴い、境界が明確となり、既に周辺と一体的な土地利用がなされているため、民間開発計画
- 1 4 桜井、4.9、現市街化区域に隣接して個人施行の土地区画整理事業が完了しており、周辺と一体的な整備を図る必要がある。土地区画整理事業（H9.12 完了）
- 1 5 新都市（第 1 地区）88.6、地域振興整備公団による新都市開発整備事業が進められることとなっており、土地区画整理事業により計画的な市街化が確実であるため。土地区画整理事業
- 1 6 新都市（第 2 地区）48.9、地域振興整備公団による新都市開発整備事業が進められることとなっており、土地区画整理事業により計画的な市街化が確実であるため。土地区画整理事業
- 1 7 美須賀、0.8、公有水面埋立法に基づく埋立が完了した区域で、既に今治港荷揚場施設として利用されているため。埋立竣工認可 H2.3、H4.5
- 1 8 富田、36.0、公有水面埋立法に基づく埋立が完了した区域で、既に港湾関連用地及び工業用地として利用されているため。埋立竣工認可 H7.6
- 1 9 （延喜・阿方）、9.4、現市街化区域に接し、既に計画的な住宅団地を形成している区域で、周辺と一体的な整備を図る必要がある。民間開発済

今治市小計（18 箇所）、284.5

[波方町]

- 2 0 郷（小林団地）、4.0、現市街化区域に接し、民間による計画的な開発事業が完了した区域で、周辺と一体的な住宅地の形成を図る必要がある。H3.6 完了民間開発済
- 2 1 樋口（海山団地）、8.6、現市街化区域に接し、町による計画的な開発事業が完了した区域で、周辺と一体的な住宅地の形成を図る必要がある。H6.12 完了、町開発済
- 2 2 区域整形、編入 0.5、削除 0.8、国土調査の完了に伴い、道路及び地積境界等の明確な境界が確定したため。国土調査 S51－S60、軽易な変更

波方町小計（3 箇所）、13.1

計（21 箇所）、297.6、（波方町の区域整形 0.5ha を含む）

（市街化区域廃止箇所）

【図面番号、箇所名、面積（ha）、市街化区域を廃止する理由、備考】

[今治市]

- 2 3 頓田川、5.1、頓田川の河川区域であり、将来も市街化の見込みがないため、市街化区域を廃止する。

計（1 箇所）、5.1、波方町の区域整形 0.8ha を含めると 5.9 ha

編入 21 箇所、297.6 ha

除外 1 箇所、5.9ha

合計、291.7 ha

## II 市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発、保全の方針

### 1 都市計画の目標

#### (1) 都市づくりの基本理念

今治広域都市計画区域は、瀬戸内しまなみ海道の開通により中四国の結節点として、交通、流通等の拠点機能が一層高まり、これに対応した都市整備が重要な課題となっている。このため、農林漁業との調和を図りつつ、都市の健全な発展と秩序ある整備を進め、健康で文化的な都市生活及び都市機能の充実を図り定住圏としての魅力ある商工業都市を目指すものである。

#### (2) 都市計画区域の範囲及び規模

##### 【区分、市町名、範囲、面積（平成7年、平成17年）】

今治広域都市計画区域、今治市、行政区域の全域、	7,482ha、	7,482ha
波方町、行政区域の一部、	432ha、	432ha
大西町、行政区域の一部、	1,383ha、	1,383ha
玉川町、行政区域の一部、	1,333ha、	1,333ha
朝倉村、行政区域の一部、	1,234 ha、	1,234 ha
合計	11,864ha、	11,864ha

#### (3) 都市計画の目標

##### ① 人口

区分、	平成7年、	平成17年
都市計画区域内人口	139千人、	150千人
市街地内人口	86千人、	99.7千人
保留された人口		0.3千人

##### ② 産業

区分	平成7年、	平成17年
生産規模		
工業出荷額	3,371億円、	4,883億円
卸小売業販売額	4,788億円	6,099億円
就業者数		
第1次産業	4千人(6%)、	2千人(4%)
第2次産業	28千人(39%)、	28千人(38%)
第3次産業	40千人(55%)、	44千人(58%)

##### ③ 市街地の規模

	平成7年、	平成17年
今治市、	1,760ha、	2,040ha
波方町、	63ha、	75ha
大西町、	177ha、	177ha
玉川町、		
朝倉村、		
合計	2,000ha、	2,292ha

### 2 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

①業務地（官公庁施設）

市役所、国及び県の出先機関等の立地する今治市の別宮町1丁目から旭町1丁目周辺は、今後も業務機能の集積を高め、土地利用の高度化を図る。

②商業地

建築物の高層化や不燃化が進んでいる JR 今治駅から今治港に至る地区は、今後も中心商業地として位置づけ、その機能の充実と環境の整備に努める。また、中心商業地の周辺に広がる小売店連坦地区のほか、桜井、波止浜及び大西町の既存商業地並びに新規に開発する今治市の新都市開発地区内の商業地を一般商業地として位置づけ、その機能の充実を図る。

③工業地

造船業等が集積する波止浜及び大西町の臨海部や市街地に分散する繊維工業等ですでに団地を形成しているものについては、既存工業地として維持するものとし、住宅地等に分散する工場については、企業の動向や業種の内容を勘案し住宅地における混在の解消に努める。また、新規に開発すべき工業地として今治港富田地区周辺及び新都市開発地区内に工業地を配置するとともに、住宅地等に散在する工場は今治市北浜、東鳥生及び喜田村地区への移転に努める。

④流通業務地

今治港を中心とする生鮮市場、卸売業、倉庫業及び運輸業等が集積している流通業務地は、これらの強化充実を図り東鳥生地区及び新都市開発地区内に新たな流通業務地を配置し機能向上に努める。

⑤住宅地

既成市街地の住宅地は、環境の維持改善に努めつつ、比較的高密度な住宅地として整備する。また、新規に開発すべき住宅地は、今治市乃万、日高及び立花地区等に住宅地を整備するとともに、新都市開発地区内に新規に住宅地を配置する等計画的な宅地開発を推進し、良好な居住環境の維持形成に努める。

(2) 市街地の密度構成に関する方針

①地域内人口配分

将来（平成17年）における市街地内の既成市街地、市街化進行地域及び新市街地における人口を次のとおり想定する。

	平成7年、	平成17年
既成市街地、	68千人、	65千人
市街化進行地域	18千人	26.7千人
新市街地	－千人、	8.0千人
人口を保留する区域	－千人、	0.3千人
計	86千人、	100千人

②密度構成に関する方針

市役所や国、県の庁舎及び百貨店等が立地する今治市の中心商業業務地は、高密度利用を図ることとし、住宅地のうち既成市街地においては、良好な居住環境の維持改善に努めつつ中密度の利用を図り、また市街化進行地域及び新市街地においては、概ね低密度利用を図ることにより良好な住宅地の形成に努める。

(3) 住区構成とその整備の方針

住区はおおむね小学校区を基準とし、鉄道、幹線道路及び河川等物理的な分断要素を勘案して設定



する。既成市街地内住区については、既存の都市機能の更新を図り公共公益施設を整備し、良好な住環境の維持向上に努める。また、新市街地の住区については、良好な居住環境を形成するため、道路、公園等を適正に配置するなど、都市施設の基盤整備を図る。

#### (4) 市街化調整区域の土地利用の方針

##### ①優良な農地として保全すべき区域

蒼社川右岸、頓田川沿岸地域は、肥沃な農耕地として利用されており、これらの地域をはじめ 農業生産性の高い集団農地や土地基盤整備事業の対象農地については、優良農地として保全に努める。

##### ②災害防止上保全すべき区域

急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地等の土砂流出のおそれのある地区並びに保安林指定地区については、災害防止のためこれらの保全に努める。

##### ③自然環境形成上保全すべき区域

瀬戸内海国立公園である今治市の波止浜などについては、自然地として保存し、市街地の背後にあって良好な景観を有する区域については、風致地区等を定め、それらの保全に努める。

##### ④計画的な市街地整備の見通しがある区域

市街化区域に隣接した幹線道路沿線の地区において、土地区画整理事業等の見通しが明らかになった時点で農業施策との必要な調整を図った上で市街化区域への編入について検討を行う。

### 3 市街地の開発及び再開発の方針

#### (1) 基本方針

中心商業業務地においては、土地利用の再編を進めるとともに高度化を図り土地利用の増進に努める。既成市街地の住宅地においては、公共施設を整備し住環境の向上に努める。

新市街地や市街化進行地域においては、土地区画整理事業の推進や地区計画制度の活用により、良好な市街地形成に努める。

#### (2) 市街化進行地域及び新市街地の整備方針

##### ① 市街化進行地域

地区計画制度等を活用し良好な居住環境を確保するとともに、点在する未利用地についても道路、公園など都市の根幹施設を整備し、市街化の促進に努め有効な土地利用の増進に努める。

##### ② 新市街地

新都市開発地区における土地区画整理事業を推進し居住、流通、業務、工業及び高次都市機能などの複合機能を持った市街地の形成を図る。その他の地区については、地区整備計画に沿って道路、公園など都市の根幹施設を整備し、良好な市街地形成に努める。

#### (3) 既成市街地の再開発の方針

##### ①高度利用に関する方針

今治市の中心市街地地区については、建築物の高層化を促進し、土地の高度利用を図るとともに、商業業務活動に必要な都市機能の向上に努める。

##### ② 用途転換及び用途純化に関する方針

住宅地等に混在する工場の住工分離を促進するため、喜田村地区等に新たな工業地を開発し、工場の移転誘導を促進する。

##### ③ 劣悪な居住環境の改善に関する方針

既成市街地内の不良住宅密集地及び公共施設等の整備が著しく遅れている地区については、住宅事情の改善と環境整備に努める。

#### ④ 既存の工業地における公害防止に関する方針

公害防止のため、大気汚染、水質汚濁、騒音及び悪臭などについてチェック機能を強化する。

#### (4) 市街地整備の方針

新都市開発地区における土地区画整理事業を推進し、複合機能を持った市街地の形成を図るとともに、既成市街地に隣接する今治市の乃万、日高、鳥生、富田及び立花地区については、公共施設の整備改善に努め重点的に市街地の整備を図る。

#### (5) 重点的に整備すべき面的開発事業

おおむね5年以内に実施することを予定する主要な事業は、次の通りとする。

土地区画整理事業、今治市、小泉1丁目、別名、高橋、矢田地区（第1地区）

土地区画整理事業、今治市、阿方、高地町1丁目、高地町2丁目地区（第2地区）

土地区画整理事業、今治市、今治駅東地区

地区計画、今治市、波止浜地区

地区計画、今治市、乃万地区

地区計画、今治市、小泉地区

地区計画、今治市、別名高橋地区

地区計画、今治市、立花地区

地区計画、今治市、清水地区

地区計画、今治市、土橋地区

地区計画、今治市、鳥生地区

### 4 交通体系の整備の方針

#### (1) 基本方針

瀬戸内しまなみ海道の開通により広域交通の大幅な増加、交通結節点としての重要性の高まりが予測されるため、これらに対処する今治小松自動車道への促進、国道196号、国道317号及び県道、市町村道の整備を計画的に推進する。

#### (2) 整備水準の目標

市街地道路整備済み延長密度は、平成5年度末の2.0km/km<sup>2</sup>を、平成17年には2.4km/km<sup>2</sup>、21世紀初頭には3.5km/km<sup>2</sup>とすることを目標に整備する。

#### (3) 根幹的交通施設等の整備方針

##### ①道路

区域内に発生集中する交通を円滑に処理するために、次の方針により、道路の整備を促進する。

○広域交通を処理するため、西瀬戸内自動車道と四国縦貫自動車道を連絡する今治小松自動車道の建設を推進するとともに、国道196号バイパス、国道317号の整備を促進する。

○地区間交通を処理するものとして、主要地方道大西波止浜線はじめ主要な県道の整備を促進する。

○都市内交通を円滑に処理するため、道路の適正なネットワークを確保するとともに、歩行スペースの確保や緑化などゆとりある空間の拡充に努める。

##### ②都市高速鉄道

JR 今治駅周辺地区の連続立体交差化事業は一般旅客をはじめ通勤通学者の輸送に大きく貢献しており、今治駅西地区の土地区画整理事業に引き続き駅東地区の再開発にも取り組み都市拠点としての機能の集積を高めターミナル機能の拡充を図る。

##### ③ 駐車場

商業業務機能が集積し駐車需要の大きい中心市街地においては、駐車場施設の誘導確保に努め、その適切な配置により利用サービスの向上を図る。

④自動車ターミナル

都市内のバス交通の円滑化を図り、商業活動等の発展に寄与するため、バスターミナルなどの輸送施設の整備を図る。

⑤ 港湾

重要港湾今治浜港は、旅客物流の拠点港であり、船舶の大型化及びコンテナ化に対処できるよう再整備を行い港湾機能の拡充を図る。

⑥ 交通管理

都心部においては、適正な交通規則を行い歩行者、自転車及び公共輸送機関の利便性を高めることにより良好な都市環境の形成に努める。

(4) 重点的に整備すべき根幹的交通施設等の整備方針

おおむね5年以内に実施することを予定する主要な事業は、次の通りとする。

【種別、名称】

- 道路、西瀬戸内自動車道
- 道路、今治小松自動車道
- 道路、国道 196 号
- 道路、国道 317 号
- 道路、(主) 大西波止浜港線
- 道路、(主) 今治波方港線
- 道路、(一) 今治丹原線
- 道路、(一) 桜井山路線
- 道路、(都) 駅西大通線
- 道路、(都) 今治本町波止浜高部線
- 道路、(都) 鳥生大浜八丁線
- 道路、(都) 大坪通土橋線
- 道路、(都) 中堀樋口前線
- 道路、(都) 北宝来近見線
- 道路、(都) 榎橋日高線
- 道路、(都) 今治駅西高橋線
- 道路、(都) 別名矢田線
- 道路、(都) 山路線
- 道路、(都) 高地延喜線
- 道路、(都) 山路矢田線
- 道路、(都) 矢田高橋線
- 道路、(都) 神宮高橋線

5 自然環境の保全及び公共空地体系の整備方針

(1) 基本方針

環境保全、景観、レクリエーション及び防災の4系統から計画を定め、当地域での緑地の均衡ある配置を図り健康で安全かつ文化的な都市づくりを目標に整備する。

## (2) 緑地の確保水準

将来（平成 27 年）における緑地確保目標量は 3,016ha とし、都市公園施設等の整備すべき緑地の目標水準は平成 2 年の 7.2 m<sup>2</sup>/人を平成 17 年には 16.2 m<sup>2</sup>/人とする。

## (3) 緑地の配置計画の概要

### ①環境保全システムの配置方針

現存する良好な樹林地、水辺、ランドマーク等を保全するとともに、これらを有機的に結ぶネットワークを形成する。

○市街地と関係の深い、糸山、近見山等を市街地周辺環状緑地帯として配置する。

○今治市の医王池周辺、玉川町犬塚池周辺地区及び今治市と朝倉村にかかる鹿の子池周辺地区は、学術的に貴重なすぐれた自然を有する緑地であり環状緑地帯として配置する。

○志島ヶ原、吹揚公園、糸山公園及び波止浜公園等歴史的風土を保全する緑地としてスポット的に配置する。

○蒼社川緑地及び頓田川緑地を計画的に配置し環状緑地と結合させることで放射環状の緑地パターンを形成する。

### ②景観構成システムの配置方針

当地域の個性ある風致景観を生かし郷土景観を構成するような緑地を配置し保全整備に努める。

○街路への植栽、ポケットパーク、タウンスクエア等の整備及び民有緑地の推進等都市の修景に資する緑地の整備を図る。

○市街地の別宮大山祇神社や吹揚公園等の歴史的、郷土的に意義のある社寺等の樹林を郷土景観を構成する緑地として保全する。

○市街部を取り囲んでいる丘陵地、山地や霊仙山、世田山等の保全を図る。

○瀬戸内海の眺望点を含む近見山や糸山などの緑地の保全整備に努める。

### ③レクリエーションシステムの配置方針

都市公園緑地を中心とした配置に合わせ、リゾート拠点となる緑地及び歩行者ネットワークを構成する緑地についても、補完する緑地として位置づける。

○住区基幹公園については、街区公園を誘致距離と利用人口を基本に配置し、近隣公園は原則として 1 住区に 1 ヶ所配置するものとするが、地区公園については、ある程度人口的にまとまりをもった数住区に 1 ヶ所配置する。

○総合公園は今治市東村地区、大西町宮脇・新町地区及び玉川町与和木地区へ配置し、人と自然とのふれあいをテーマに地域特性を生かした公園を今治市阿方・高地地区（今治新都市）へ新規に配置する。

### ④防災システムの配置方針

都市災害の防止、災害時における避難路及び避難場所、都市公害の緩和等に対処し得るよう、緑地について配置計画を定める。

○大規模延焼火災の拡大防止を目的として、蒼社川緑地、大浜から近見山を通過して玉川町へ続く丘陵地を 1 級防災帯とし、波方、大西の両市街地周辺の丘陵地及び頓田川を 2 級防災帯に位置づける。

○近隣公園以上の規模の公園緑地を防災拠点の一次避難地として位置づける。また、大新田公園、吹揚公園及び波方公園等を広域的避難地として位置づける。

○公害防止のため、臨海部の工業地帯と市街地部との間に可能な限り緩衝緑地を配置する。

○市街地に接する斜面の樹林は、無秩序な市街化によって生じる地滑り、がけくずれ等を防止する

機能を有する緑地として位置づける。

#### ⑤総合的な緑地の配置方針

総合的な緑地の配置は環状緑地を構成する丘陵地と放射状緑地を構成する河川とを骨格とし、これに都市公園緑地をスポット的に配置するパターンをとり環境保全、景観構成、レクリエーション及び防災の各機能を有する緑地の配置計画に基づきこれらを重ね合わせて総合的な緑地の配置を行う。

#### (4) 実現のための施策の方針の概要

##### ①公園緑地等の整備目標及び配置方針

都市公園等の整備目標は平成2年の7.2 m<sup>2</sup>/人を平成17年には16.2 m<sup>2</sup>/人とする。

##### ②緑地保全地区等の指定目標及び指定方針

市街地の背後にあって環境保全に寄与している緑地を風致地区に指定し、市街地の近隣に存する「瀬戸内海国立公園」(約1,607 ha)を合わせた半環状的緑地パターンを確保する。

#### (5) 重点的に保全または整備すべき主要な緑地、公共空地の保全整備計画

##### ①おおむね5年以内に整備を行うべき主要な公園緑地等

○住区基幹公園として街区公園を8ヶ所、近隣公園を1ヶ所及び地区公園として波方公園を整備する。

○都市基幹公園として東村海岸公園及び今治西部丘陵公園の整備を図る。

○特殊公園として鹿ノ子池公園、市制50年記念公園、野間馬公園、阿方貝塚史跡公園の整備を図る。

##### (6) おおむね5年以内に指定を行うべき主要な緑地保全地区等

今後の市街化の動向や諸開発計画の状況等を見極めながら、緑地保全地区、風致地区について必要なものから順次指定を行う。

### 6 下水道および河川の整備方針

#### (1) 基本方針

河川と下水道の都市排水に係る総合的な機能を持たせ事業の展開を図る。

○下水道については、公共用水域の水質保全を図りながら公共下水道の整備を行う。

○河川については、積極的に河川改修を行うとともに、市街地の開発にあたっては流域が本来有している保水、遊水機能と調和を図りつつ、総合的な治水対策を図る。

#### (2) 整備水準の目標

圏域における公共下水道の普及率は平成7年の44%を平成17年には60%を目標として整備する。都市内中小河川については、長期的には、平均雨量強度に対応する河川改修を図ることとするが、暫定措置として雨水貯留等を配慮しつつ河道整備等の治水対策を実施する。

#### (3) 下水道および河川の整備方針

##### ①下水道

公共用水域の水質の保全を図るため、公共下水道の処理区域の整備拡大と未供用処理区の整備促進に努めるとともに、大西町の公共下水道の整備計画や小規模な下水道等の整備を一層促進する。

##### ②河川

浅川などの河川改修事業を積極的に進めるとともに、流域内の各種開発事業などとの調整を図り総合的な治水対策を講ずる。

#### (4) 重点的に整備すべき公共施設の整備方針

公共下水道については、今治市の今治処理区、北部処理区及び今治市・波方町公共下水道において処理区域の拡大を図るとともに、今治市の東部処理区については終末処理場の建設整備に努め、大西町についても公共下水道の早期導入を図る。河川については、浅川、日吉川などの河川改修事業

や蒼社川の護岸補強などを進める。

## 7 その他の公共施設の整備方針

### (1) 整備水準の目標

土地利用方針を定め、基幹的都市施設の推進に努めるほか、教育文化施設、社会福祉施設、各種供給処理施設等の適切な確保を図る。

### (2) 主要な公共施設の整備方針

#### ①教育文化施設

今治市に郷土資料、美術、博物等の教育に資する基幹的文化施設を計画するほか、武道館、社会教育センターの設置を検討する。

#### ②供給処理施設

水道施設や廃棄物処理施設などについては、既存施設を中心に整備充実を図るとともに、環境問題を考慮した広域的なごみ処理施設の整備やリサイクル施設の設置の検討を進める。

#### ③その他の中核的施設

住区単位のコミュニティ施設、広場等の整備に努める。

### (3) 重点的に整備すべき公共施設の整備方針

今治市の総合文化センターのほか、リサイクル施設をはじめ新都市開発地区内において高等教育機関やコンベンション施設等産業文化の中核施設の整備計画を検討する。

## 参考として定める事項

### (1) 保留された人口フレーム

区分、	平成 7 年、	平成 17 年
都市計画区域内人口	139 千人、	150.3 千人
市街化区域内人口	86 千人、	100 千人
配分する人口	—	99,685 人
保留する人口フレーム		315 人
特定保留		—
一般保留		315 人

## 第 764 号議案 今治広域都市計画用途地域の決定（今治市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、建築面積の敷地面積の最低限度、建築物の高さの限度、備考】

第 1 種低層住居専用地域、	約 66ha、	8/10 以下、	5/10 以下、	—、	—、	10m、	3.3%
	約 46ha、	10/10 以下、	5/10 以下、	—、	—、	10m、	2.3%
	小計約 112ha、						5.6%
第 1 種中高層住居専用地域、	約 337ha、	20/10 以下、	6/10 以下、	—、	—、	—、	16.7%
第 1 種住居地域、	約 685ha、	20/10 以下、	6/10 以下、	—、	—、	—、	33.8%
第 2 種住居地域、	約 83ha、	20/10 以下、	6/10 以下、	—、	—、	—、	4.1%
近隣商業地域、	約 41ha、	20/10 以下、	—、	—、	—、	—、	2.0%
	約 65ha、	30/10 以下、	—、	—、	—、	—、	3.2%

	小計約 106ha、	5.2%
商業地域、	約 100ha、40/10 以下、一、一、一、一、4.9%	
	約 17ha、50/10 以下、一、一、一、一、0.8%	
	小計約 117ha、	5.7%
準工業地域、	約 414ha、20/10 以下、一、一、一、一、20.5%	
工業地域、	約 106ha、20/10 以下、一、一、一、一、5.2%	
工業専用地域、	約 64ha、20/10 以下、6/10 以下、一、一、一、3.2%	
合計、	約 2,024ha、100.0%	

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

#### 理由書

今治広域都市計画区域の市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い、都市の健全な発展に資するため、建築物の用途、容積、形態等の適正化を図り、良好な市街地環境の形成を図るため変更する。

### 第 765 号議案 今治広域都市計画用途地域の決定（波方町決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、建築面積の敷地面積の最低限度、建築物の高さの限度、備考】

第 1 種中高層住居専用地域、約 7.4ha、20/10 以下、6/10 以下、一、一、一、9.8%

第 1 種住居地域、約 67ha、20/10 以下、6/10 以下、一、一、一、88.7%

準工業地域、約 1.1ha、20/10 以下、6/10 以下、一、一、一、1.5%

合計、約 75.5ha、100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

#### 理由書

今治広域都市計画区域の市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い、都市の健全な発展に資するため、建築物の用途、容積、形態等の適正化を図り、良好な市街地環境の形成を図るため変更する。

### 第 766 号議案 今治広域都市計画土地区画整理事業の決定（愛媛県知事決定）

都市計画今治新都市第 1 地区土地区画整理事業を次のように決定する。

名称：今治新都市第 1 地区土地区画整理事業

面積：約 88.6ha

#### 公共施設の配置

道路：【種別、名称、幅員、延長、備考】

幹線街路、3,4,47 別名矢田線

幹線街路、3,3,39 山路矢田線

幹線街路、3,3,50 矢田高橋線

幹線街路、3,5,51 神宮高橋線

これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。

その他区画街路は幅員 6m～14m で、特殊街路は幅員 6m を適宜配置する。

#### 公園及び緑地：

近隣公園 1 箇所、街区公園 4 箇所を誘致距離を勘案の上区域内の適所に配置し、施行面積の約 3%

を確保する。その他、地区縁辺部を中心に斜面保全や緩衝帯機能として緑地を配置する。

その他の公共施設：計画人口や土地利用計画に応じ、適切に下水道の整備を行う。

宅地の整備：地域産業の活性化や物流の拠点となる都市機能として産業系、商業系用地等を配置する。

また住宅用地については、宅地需要に応じ、独立住宅（200～230m<sup>2</sup> 又は 300 m<sup>2</sup>を標準画地とする）と集合住宅を配置し、良好な住宅環境の形成を図る。

「施行区域は計画図表示のとおり」

#### 理由書

本地区は西瀬戸自動車道における四国側玄関口となる今治インターチェンジ周辺に位置し、市の長期総合計画、市町村の都市計画に関する基本的な方針に新たなまちづくりの拠点として位置づけられている。こうしたことから、今治広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い、本地区の特性を活かした地域の中核にふさわしい工業、流通、住宅、高次都市機能等の複合的機能を有する都市拠点の形成を目的に、土地区画整理事業を施行することにより、併せて街路・公園等公共施設の計画的な整備を行い、良好な宅地の形成に努め、都市機能の充実を図るものである。また本都市計画による今治新都市第1地区土地区画整理事業が周辺に与える影響については、別途環境影響評価法に基づく環境影響評価書のとおりである。

#### 第767号議案 今治新都市第1地区土地区画整理事業に係る環境影響評価書

環境影響評価法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第25条第3項及び同法第41条第5項の規定により付議するものである。

事業の種類：土地区画整理事業

事業の名称：今治新都市第1地区土地区画整理事業

施行区域面積：約88.6ha

今治新都市第1地区土地区画整理事業に係る環境影響評価書の概要

- 1 事業計画区域及びその周辺の概況
- 2 調査、予測及び評価を行う環境要素の設定
- 3 大気質
- 4 騒音
- 5 振動
- 6 動物
- 7 植物
- 8 景観

#### 第768号議案 今治広域都市計画土地区画整理事業の決定（今治市決定）

都市計画今治新都市第2地区土地区画整理事業を次のように決定する。

名称：今治新都市第2地区土地区画整理事業

面積：約48.9ha

公共施設の配置

道路：【種別、名称、幅員、延長、備考】

幹線街路、3,4,52 高地延喜線

これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。

その他区画街路は幅員6m～16mで、特殊街路は幅員6mを適宜配置する。



公園及び緑地：

街区公園 2箇所を区域内の適所に配置し、隣接する総合公園と併せて適切な公園規模を確保する。

その他、地区縁辺部を中心に斜面保全や緩衝帯機能として緑地を配置する。

その他の公共施設：計画人口や土地利用計画に応じ、適切に下水道の整備を行う。

宅地の整備：人材育成や交流の拠点となる都市機能として高次都市施設用地を配置する。また住宅用地については、宅地需要に応じ、独立住宅（200～230m<sup>2</sup> 又は 300 m<sup>2</sup>を標準画地とする）を配置し、良好な住宅環境の形成を図る。

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由書

本地区は西瀬戸自動車道における四国側玄関口となる今治インターチェンジ周辺に位置し、市の長期総合計画、市町村の都市計画に関する基本的な方針に新たなまちづくりの拠点として位置づけられている。こうしたことから、今治広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い、本地区の特性を活かした地域の中核にふさわしい住宅、高次都市機能等の複合的機能を有する都市拠点の形成を目的に、土地地区画整理事業を施行することにより、併せて街路・公園等公共施設の計画的な整備を行い、良好な宅地の形成に努め、都市機能の充実を図るものである。また本都市計画による今治新都市第 2 地区土地地区画整理事業が周辺に与える影響については、以下のとおりであり、都市計画を定める上で支障がないと判断する。

今治新都市第 2 地区土地地区画整理事業に係る環境影響評価書

事業の種類：土地地区画整理事業

事業の名称：今治新都市第 2 地区土地地区画整理事業

施行区域面積：約 48.9ha

今治新都市第 2 地区土地地区画整理事業に係る環境影響評価書の概要

- 1 事業計画区域及びその周辺の概況
- 2 調査、予測及び評価を行う環境要素の設定
- 3 大気質
- 4 騒音
- 5 振動
- 6 動物
- 7 植物
- 8 景観

### 第 769 号議案 今治広域都市計画公園の決定（愛媛県知事決定）

都市計画公園に 5,5,5 今治西部丘陵公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

総合公園、5,5,5 今治西部丘陵公園、今治市阿方並びに高地町 1 丁目及び 2 丁目、約 34.9ha、修景施設、休養施設、便益施設、管理施設、園路、広場、運動施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

本公園は、市街地の北西部で今治新都市建設地に隣接し、西瀬戸自動車道今治インター、今治港、JR 今治駅から 3km 以内の広域的な利用に適した場所にある。このため、街を取り囲む緑の拠点として、市街地

の景観保全、新都市の顔としてのシンボル性を確保した総合公園今治西部丘陵公園を整備することにより住民福祉の向上を図るものである。

#### 第 770 号議案 今治広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

1 都市計画道路中 3,4,47 号別名矢田線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,4,47、別名矢田線、今治市高橋、今治市矢田、（今治市別名）、約 2,310m、地表式、2 車線、16m、自動車専用道路と立体交差 1 箇所、幹線街路と平面交差 2 箇所

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

2 都市計画道路に 3,3,48 号山路線ほか 2 路線を次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,3,48、山路線、今治市山路、今治市山路、約 290m、地表式、4 車線、25m

幹線街路、3,3,50、矢田高橋線、今治市矢田、今治市高橋、約 2,760m、地表式、4 車線、29m、幹線街路と平面交差 1 箇所

幹線街路、3,5,51、神宮高橋線、今治市神宮、今治市高橋、（今治市矢田）、約 3,220m、地表式、2 車線、14m、幹線街路と平面交差 3 箇所

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

3,4,47、別名矢田線

本路線は、国道 317 号別名地区と、国道 196 号矢田地区とを結ぶ幹線街路であるが、都市計画道路矢田高橋線の追加及び今治駅西高橋線の延伸変更にあたり、円滑な交差点処理を図るため、これら路線と本路線とが平面交差する交差点部において道路の区域を追加変更する。

3,3,48、山路線

3,2,2 号宅間長沢線（国道 196 号）と西瀬戸自動車道（通称：瀬戸内しまなみ海道）今治インターチェンジへの出入口とを連結するとともに、今治新都市第 1 地区への導入路である都市計画道路山路矢田線とも接続する路線として計画するもので、地域整備の推進に貢献することはもとより、今治広域における広域幹線道路網の形成に寄与するため、当幹線街路を追加する。

3,3,50、矢田高橋線

今治新都市第 1 地区土地区画整理事業の計画にともない、地区内の根幹となる幹線道路として位置づけるとともに、玉川地区と今治市中心部とを結ぶ所要幹線軸として計画するもので、車交通の円滑な処理を図るため、当幹線街路を追加する。

3,5,51、神宮高橋線

3,2,2 号宅間長沢線（国道 196 号）乃万地区と、国道 317 号高橋地区とを連結する幹線街路として計画するもので、国道 317 号の渋滞緩和及び乃万・矢田・高橋地区の地域整備に寄与するため、当幹線街路を追加する。

#### 第 771 号議案 今治広域都市計画道路の変更（今治市決定）

1 都市計画道路中 3,5,28 号今治駅西泰山寺線を 3,5,28 号今治駅西高橋線に名称を改め、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,5,28、今治駅西高橋線、今治市中日吉町1丁目、今治市高橋、(今治市小泉2丁目)、約3,870m、  
地表式、2車線、15m、自動車専用道路と立体交差1箇所、幹線街路と平面交差7箇所  
その他、なお、今治市北宝来町1丁目及び2丁目、今治市北日吉町1丁目並びに今治市中日吉町1丁目地内に今治駅西口駅前広場を設ける。

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

2 都市計画道路に3,3,49号山路矢田線ほか1路線を次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,3,49、山路矢田線、今治市山路、今治市矢田、(今治市山路)、約570m、地表式、2車線、  
22m、自動車専用道路と立体交差1箇所  
幹線街路、3,4,52、高地延喜線、今治市高地町1丁目、今治市延喜、(今治市阿方)、約2,590m、  
地表式、2車線、20m、自動車専用道路と立体交差1箇所

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

3,5,28、今治駅西高橋線

今治新都市第1地区土地区画整理事業の計画にともない、都市計画道路矢田高橋線まで延伸させるとともに、近年の交通量の増大並びに将来交通量等を勘案し、交差点交通の円滑化と安全を図り、かつ自転車歩行者交通にも配慮した幅員とするため、本案のとおり道路の区域を追加変更する。

3,3,49、山路矢田線

国道196号の連結する都市計画道路山路線と、今治新都市第1地区内を縦貫する都市計画道路矢田高橋線とを結ぶ幹線街路として計画するもので、地域整備の推進及び車交通の円滑な処理に寄与するため、当幹線街路を追加する。

3,4,52、高地延喜線

今治新都市第2地区土地区画整理事業の計画にともない、都市計画道路高地線終点部と主要地方道今治波方線とを連結させるとともに、新都市第2地区内の根幹となる幹線道路として位置づけするため、当幹線街路を追加する。

会議録

第770号議案、第771号議案

事務局：山路線は、既に供用している。建設省によって整備済みの区域を追加する。別名矢田線の変更箇所は、道路交差部分に右折車線を追加する。神宮高橋線は一般県道今治丹原線として整備される予定で、一部区間を除いてほぼ現道を拡幅する。標準幅員は14mだが、新都市から南側の区域は市街化区域や今後市街化の見込みが高い地域を通過するため停車帯を設置して幅員17mで計画している。高地延喜線については2車線の計画だが、新都市区域内ではシンボルロードとして幅員20mで計画している。今治駅西高橋線のうち今治駅から矢田高橋線までの約3.9kmのうち終点側約1.4kmを延伸して新たな幹線道路網を形成する。また、交差点部分に右折車線を追加する。

第 115 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 12 年 11 月 20 日）

第 772 号議案 南予レクリエーション都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

- 1 都市計画道路中 3,5,4 号柿原曙町線を 3,6,4 号柿原曙町線に名称を改め、3,6,4 号柿原曙町線ほか 2 路線を次のように変更する。

【種別、名称（番号、路線名）、位置（起点、終点、主な経過地）、区域（延長）、構造（構造形式、車線の数、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造）、備考】

自動車専用道路、1,4,1、保田高串線、宇和島市保田、宇和島市高串、（宇和島市藤江及び明倫町）、約 6,240m、4 車線、20m

構造形式の内訳、宇和島市寄松、宇和島市寄松、約 360m、嵩上式、21m

宇和島市宮下、宇和島市宮下、約 470m、地下式、(8.5+8.5) m

宇和島市坂下津、宇和島市住吉町、約 1,920m、嵩上式、20m

宇和島市住吉町、宇和島市藤江、約 410m、地下式、(8.5+8.5) m

宇和島市藤江、宇和島市伊吹町、約 840m、地下式、(8.5+8.5) m

約 2240m、地表式、20m、幹線街路と立体交差 4 箇所

なお、宇和島市寄松、別当、坂下津及び高串地内に出口 1 箇所、入口 1 箇所、朝日町 4 丁目地内に出口 1 箇所並びに住吉町 1 丁目地内に入口 1 箇所を設ける。

宇和島市寄松で 3,4,5 栄町港保田線に接続。

宇和島市寄松で終点方向入口、起点方向出口。

宇和島市別当で 3,4,27 別当中沢町線に接続。

宇和島市別当で終点方向入口、起点方向出口。

宇和島市坂下津で県道無月宇和島線に接続。

宇和島市坂下津で起点方向入口、終点方向出口。

宇和島市朝日町 4 丁目及び住吉町 1 丁目で 3,5,10 恵比須築地線に接続。

宇和島市住吉町 1 丁目で終点方向入口、朝日町 4 丁目で起点方向出口。

宇和島市高串で 3,4,2 栄町港高串線に接続。

宇和島市高串で起点方向入口、終点方向出口。

幹線街路、3,4,3、栄町港丸の内線、宇和島市栄町港 1 丁目、宇和島市丸の内 3 丁目、（宇和島市丸の内 5 丁目）、約 1,100m、地表式、20m、幹線街路と平面交差 1 箇所

幹線街路、3,6,4、柿原曙町線、宇和島市柿原、宇和島市曙町、（宇和島市錦町）、約 3,660m、2 車線、10m 車線数の内訳、2 車線、約 2,890m、4 車線、約 470m、6 車線、約 300m

構造形式の内訳、宇和島市柿原、宇和島市柿原、約 450m、地下式、10m、宇和島市柿原、宇和島市丸穂町、約 1,070m、地下式、10m、宇和島市丸穂町、宇和島市天神町、約 480m、地下式、10m、約 1,660m、地表式、10～35m

なお、宇和島市錦町地内に宇和島駅前広場を設ける、面積約 4,900m<sup>2</sup>

「位置、区域及び構造は計画図表示のとおり」

- 2 都市計画道路に 3,3,31 号住吉町坂下津線を次のように追加する。

【種別、名称（番号、路線名）、位置（起点、終点、主な経過地）、区域（延長）、構造（構造形式、車線の数、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造）、備考】

幹線街路、3,3,31、住吉町坂下津線、宇和島市住吉町 1 丁目、宇和島市坂下津、（宇和島市曙町）、約

1,310m、地表式、4車線、(12+12)m、幹線街路と平面交差2箇所

「位置、区域及び構造は計画図表示のとおり」

- 1 都市計画道路中3,4,7号丸の内坂下津線を3,5,7号丸の内明倫町線に名称を改め、次のように変更する。

【種別、名称(番号、路線名)、位置(起点、終点、主な経過地)、区域(延長)、構造(構造形式、車線の数、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造)、備考】

幹線街路、3,5,7、丸の内明倫町線、宇和島市住吉町1丁目、宇和島市明倫町、(宇和島市柘形町)、約500m、地表式、2車線、12m、幹線街路と平面交差1箇所

「位置、区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由書

市街地の渋滞緩和を目的に暫定的に設置した国道56号宇和島道路(1,4,1保田高串線)の側道(4車)は、地域にとって必要不可欠な道路として定着している現状から、新たな土地利用の方針について検討を行い、新内港周辺地区の利便性の向上並びに地域の再開発及び活性化を図るため、側道を当該地区における主要な幹線街路住吉町坂下津線として新たに追加しようとするものである。また、1,4,1保田高串線は、アクセス機能を活かした土地利用の活性化を図るべく別当インターを位置付け、3,6,4柿原曙町線は、保田高串線と円滑かつ適正に接続するよう線形を見直し、併せて3,4,3栄町港丸の内線の起点位置の変更を行うものである。

理由書

3,4,7丸の内坂下津線は、一部、昭和59年4月24日に、国道56号バイパスである自動車専用道路1,4,1保田高串線の側道として変更決定していたが、今後の整備計画を検討した結果、自動車専用道路の側道に含まれる一部区間について、周辺地区の交通の利便性向上と地域の活性化を図るために、連続する別路線とともに幹線街路3,3,31住吉町坂下津線として変更するものである。それに伴い、本路線の終点位置を変更するものである。

### 第773号議案 南予レクリエーション都市計画道路の変更(愛媛県知事決定)

- 1 都市計画道路中3,5,11号住吉町大浦線を次のように変更する。

【種別、名称(番号、路線名)、位置(起点、終点、主な経過地)、区域(延長)、構造(構造形式、車線の数、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造)、備考】

幹線街路、3,5,11、住吉町大浦線、宇和島市住吉町2丁目、宇和島市大浦、(宇和島市住吉町)、約880m、地表式、2車線、12m

「位置、区域及び構造は計画図表示のとおり」

- 2 都市計画道路に3,4,32号大浦1号線を次のように追加する。

【種別、名称(番号、路線名)、位置(起点、終点、主な経過地)、区域(延長)、構造(構造形式、車線の数、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造)、備考】

幹線街路、3,4,32、大浦1号線、宇和島市大浦、宇和島市大浦、約620m、地表式、2車線、16m

理由書

宇和島港の大浦地区における流通拠点、地域住民及び観光客の交流拠点並びに臨港交通体系の整備を目的とする埋立計画により、大浦地区と樺崎地区が臨港道路(橋梁)で結ばれることから埋立地及び地域の交通体系の確立を図るため、臨港道路を含めた周辺道路網の見直しを行い、臨港道路の関連区間は3,4,32号大浦1号線として追加するものである。また、3,4,32号大浦1号線の計画に伴い、大浦1号線に接続する道路として、3,5,11号住吉町大浦線の終点位置を変更しようとするものである。

### 第 774 号議案 東予広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中 3, 4, 29 号古川玉津橋線を次のように変更する。

【種別、名称（番号、路線名）、位置（起点、終点、主な経過地）、区域（延長）、構造（構造形式、車線の数、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造）、備考】

幹線街路、3, 4, 29、古川玉津橋線、西条市古川字寅巳、西条市玉津字南久保、（西条市樋之口、喜多川、神拝、大町及び明神木）、約 3,410m、地表式、2 車線、18m、幹線街路と平面交差 4 箇所  
「位置、区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由書

古川玉津橋線は、西条市の中心部を東西に結ぶ主要幹線として、昭和 26 年に都市計画決定を行い、鋭意整備を行っている。今回、都市計画に車線数を定めるため変更を行い、併せて、将来増大する交通需要に対応するために、交差点部 2 箇所の変更を行うものである。

### 第 775 号議案 今治広域都市計画墓園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画墓園中 1 号大谷墓園を次のように変更する。

【名称（番号、墓園名）、位置、面積、備考】

- 1 大谷墓園、今治市山方町 1 丁目及び 2 丁目、山路字谷口、山路字イタチカド及び字高屋並びに阿方字春岡及び牛ノ江、約 26.3ha、墓所面積、約 6.8ha、墓園面積、約 26.3ha、墓所面積/墓園面積×100、25.9%

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

大谷墓園は、昭和 23 年の都市計画決定の後、昭和 47 年、平成 6 年に変更を行い、現在約 25.4ha として整備を進めているところである。一方で、大谷墓園の隣接地にある火葬場は施設の老朽が著しく、かつ狭隘となったことから、当該火葬場の移転・改築が喫緊の課題となっており、火葬場移転の適地について検討した結果、墓園区域内を一部含む敷地に移転することになった。このため、大谷墓園について全体的な見直しを行い、火葬場の設置に伴う廃止部分は、施設の周囲に植栽を施し、墓園利用者等への景観に配慮する計画であり、また、南西側の区域を新たに追加することで、周辺住宅地への遮蔽効果に永続性を持たせることとし、風致美観に配慮したより適切な計画となるよう、今回、約 26.3ha に変更するものである。

議事録（事務局説明のみ。質疑はなし）

#### 772 号議案

事務局：「宇和島中央インターチェンジ」を廃止する。これに伴い、同インターの上方向にあたる松山方面への乗り入れ口を「宇和島朝日インターチェンジ」に集約し、下方向にあたる御荘方面への乗り入れ口を「宇和島坂下津インターチェンジ」に集約する。これにより、「宇和島中央インターチェンジ」を利用することとしていた交通を両インターまで誘導する道路として、今回、住吉町坂下津線を追加決定する。保田高串線は昭和 59 年 4 月の都市計画決定以降、建設省直轄事業として整備されている。平成 7 年以降、「宇和島朝日」、「宇和島坂下津」の両インターチェンジ間で宇和島市が決定している区画街路とランプ部用地を利用して暫定的に平面交差で整備・供用してきた。

この道路が暫定 4 車線で整備されたことにより、沿道に店舗等土地利用が変化して来た。こうした中で「宇和島中央インターチェンジ」を設置すると、ランプ部が暫定供用部を塞ぎ、道路が不連続となる。周辺土地利用に支障を来すため、この道路を 4 車線の側道として残し、住吉町坂下津線として今回追加決定する。

次に柿原曙町線の変更を説明する。変更箇所は元々ロータリーであった国道 56 号との交差点で 5 本の道路が流入し、交差部の柿原曙町線の宇和島駅側が 6 車線、宇和島港側が 4 車線、さらに法線が交差点部で食い違っているため、今回、交差点を拡幅し、道路法線を是正する。

新たに「宇和島別当インターチェンジ」を設置する。これは工事中道路として確保していた土地を活用し、周辺地域のアクセス性向上のため、今回、正式にインターチェンジとして追加決定する。栄町港丸の内線と丸の内明倫町線については、柿原曙町線及び住吉町坂下津線が変更することにより、区域が重複する箇所を削除する変更です。

### 773 号議案

事務局：住吉町大浦線は、恵美須町築地町線との交差点を起点とし、県道吉田宇和島線が内陸部に入った交差点を終点とする都市計画決定がなされていたが、港湾埋立に関連して港湾事業で臨港道路を整備する計画に合わせ、終点部を臨港道路接続部まで縮小する。なお、この終点部付近約 300m については、臨港道路が海上を橋梁で渡ることから従来路線では取り合わせができないため、人家を避けた現県道部分に変更する。また、旧の住吉町大浦線の廃止区間は幅員 16m の大浦 1 号線として新たに都市計画決定する。

### 774 号議案

事務局：右折車線及びバス停を追加する。

### 775 号議案

地元説明会には 21 名が出席、縦覧者は 65 名、意見書は 658 名、481 通であった。第 1、第 2 は、“新たに火葬場となる箇所は生活圏に近く、現火葬場周辺または墓園内で人家から最も遠い場所に変更を求める”、“火葬場計画の説明が不十分で、近隣住民全員の同意を取るべき”とのものです。火葬場については市の決定事項ですが、市では、“火葬場建設地は総合的に検討して最適地である。先進地視察を含め 5 回の説明会を行った。未だ反対している一部住民に対しては今後も説明を行いたい”とのことであった。第 3、第 4 は“計画通り進めてほしい”、第 5 は“火葬場建設はやむを得ないが、追加区域は緑地にして欲しい”、第 6 から第 8 は、事業に対する要望意見であった。第 9 は、墓所の供給に関する意見、第 10 は早期建設を望む意見であった。なお、今治市の審議会ではこれらの意見を踏まえたうえで、原案通り承認されている。